

## つとめ場所普請から秀司名義の裁許状取得へ —隠された二つの真実《普請の許可と添書の費用》を求めて—

元治元年、大工である飯降伊蔵の入信を契機に始まったとされるつとめ場所普請と、慶応3年、秀司名義の吉田神祇官領裁許状取得は、天理教が教団としての体裁を整えていく最初の一步といえる出来事です。ただ、この二つの事柄において天理教ではあまり語られないことがあります。一つ目は三間半に六間というかなり大きなそれも宗教施設である建物を造る許可を誰が何を根拠に出したのかということ、二つ目は吉田神祇官領の裁許状を得るには領主の添書が必要でそれには多額の費用が掛かるということです。添書については『稿本教祖伝』に記載がありますが、費用については触れられていません。この二つは、天理教とほぼ同時期に宮建築をした金光教の場合には大きな問題として書かれています。ではなぜ天理教ではこのことが書かれていないのか、その真相を考えるのが今回のテーマです。

### 「つとめ場所」ふしん

元治元年六月二十五日、飯降伊蔵が、初めて夫婦揃うてお礼詣りに帰った時、おさが、救けて頂いたお礼に、何かお供えさして頂きましょう。と言ったので、伊蔵は、お社の献納を思い付いた。／翌七月二十六日に帰った時、飯降夫婦は二人とも、扇と御幣のさづけを頂いた。この日伊蔵から、家内の身上の煩いを救けて頂いたお礼に、お社なりと造って納めたいと存じます。と、取次を通して申上げた処、教祖は、／「社はいらぬ。小さいものでも建てかけ。」／と、仰せられた。／どれ程の大きさのものを、建てさして頂きましょうか。と、伺うと、／「一坪四方のもの建てるのやで、一坪四方のもの建家ではない。」／と、仰せられ、更に、／「つぎ足しは心次第。」／と、お言葉があった。次いで、秀司が、どこへ建てさして頂きましょうか。と、伺うと、／「米倉と綿倉とを取りのけて、そのあとへ建てるのや。」／と、仰せられ、つづいて、／「これから話しかけたら、出来るまで話すで。」／と、お言葉があった。（『稿本天理教教祖伝』P53）

### 吉田神祇官領へ願い出るための領主の添書

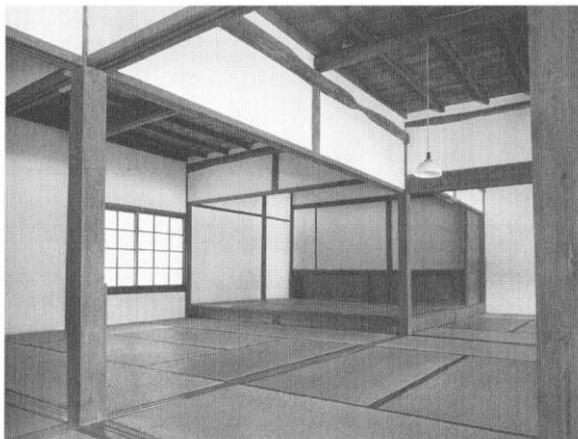
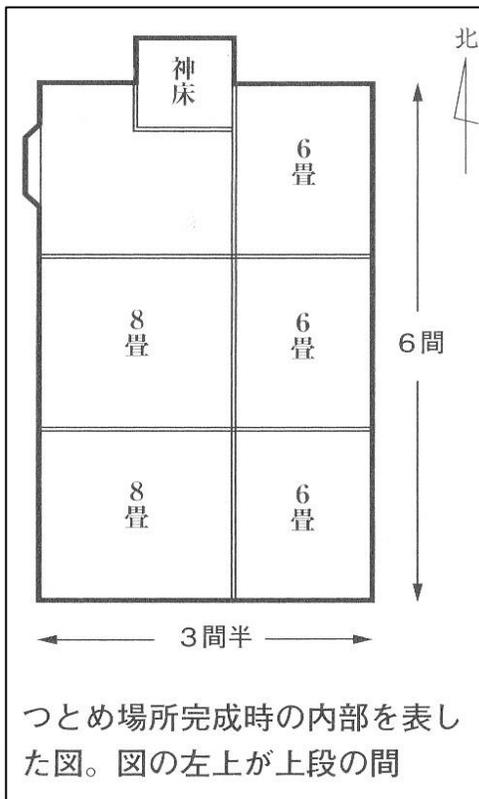
当時庄屋敷村は、藤堂藩に属し、大和国にある同藩の所領を管轄する役所は、古市代官所と言って奈良の南郊にあった。この古市代官所では、小泉不動院の訴えもあり、守屋筑前守の紹介もあり、その後も庄屋敷村の生神様の風評は次第に喧しくなってきたので、慶応二年の頃、呼び出して事情を聴いた。

お屋敷からの一行は、宿にあてられた会所に二、三日宿泊された。代官所では段々と実情を聴取したが、不都合の廉は少しもない。たゞ公許を受けて居ない点だけが、問題として残った。そこで、話合いの上、吉田神祇官領へ願い出る事となった。先ず、慶応三年六月、添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て、秀司は、山沢良治郎を共に、守屋筑前守も同道して京都へ上り、吉田神祇官領に出願し、七日間かゝって、慶応三年七月二十三日付けで、その認可を得た。（註一）（『稿本天理教教祖伝』P96）

年	内容	つとめ場所普請と秀司名義裁許状取得の経緯	備考
安政2(1855)年	安政2年以前は3町歩を所有、以後損失を生じ3反を残すのみ。		丹波市分署宛手続上申書。M14年10月8日
〃 4(1857)年	中田儀三郎入信(最古説)。通説は文久3(1863)年。		『天理教伝道史 I』P12.高野友治.1954
文久元(1861)年	秀司、「万覚日記」(金品貸借の記録、天道天徳神方)を記す		教祖関係の記載は無
文久から元治元年	日毎2, 30名、26日には100名以上の参拝者あり。		『教会発達史』小野靖彦.P4.大正8
元治元(1864)年1月	山中忠七、山沢良助(良治郎)入信。		忠七の妻は良助の姉。良助と守屋筑前はいとこ。
〃 4月	小寒名義裁許状を古川豊後持参する。教祖5両払う。		藩の添書、名義人の講習なく、偽証
〃 〈金光教〉	金光教祖、宮建築の必要から白川家に初入門、神拝式許状、 <b>建設の許し</b> を受ける。		
〃 4月8日	秀司、忠七宅を訪問。「中山家と親類の交わり」をする。		『山中忠七伝』P30.1965.大和真分教会
〃 5月	大工の飯降伊蔵、入信。		
〃 8月	三間半,六間の建物に決まり、『稿本教祖伝』は5両集まると記す。		他書では30~60両説までである。
〃 10月26日	棟上げ。翌27日秀司他、大和神社前で鳴り物を奏したため、拘留。		『稿本』には「大和神社の一件」とある。
〃 12月	金なく伊蔵、材木屋、瓦屋へ支払いの延期を依頼。		
慶応元(1865)年11月	大和神社前で使った鳴り物返却される。		請書あり、「大和神社の一件」唯一の史料
〃	この頃から、秀司、添書の事で藤堂藩古市奉行所へ年に2, 3回行く。		奉行所側で、吉田か稻荷かでもめる。
〃 2年11月 〈金光教〉	金光教祖、宮建築に神主職取得が必要と分かり、11, 12月に領主に添書願提出( <b>添書のための寄付百両</b> )。慶応3年2月、浅井藩庁より添書を受け、白川家に願出、金神社神主に補任される。		
慶応3年6, 7月	奉行所の添書を得、秀司京都吉田へ行き7月23日付で、裁許状取得。		藩の添書、名義人の講習あり、本物

## 記念建物として保存されている「つとめ場所」

「つとめ場所」は現在、教祖殿の北側に記念建物として保存されています。ただこの建物は、明治20年以降に増築され、大正4年に神殿(現在の北礼拝場)が新築される前には、記念建物の姿はすでにありませんでした。記念建物が造られたのは、教祖殿が出来た昭和8年以降であり、解体時の材料が保存されていたのかどうかも疑問で、明治20年以降のある時期の姿を再現したと思われます。



つとめ場所の内部



『ひながたの風景』P72.岡田正彦.道友社.2024

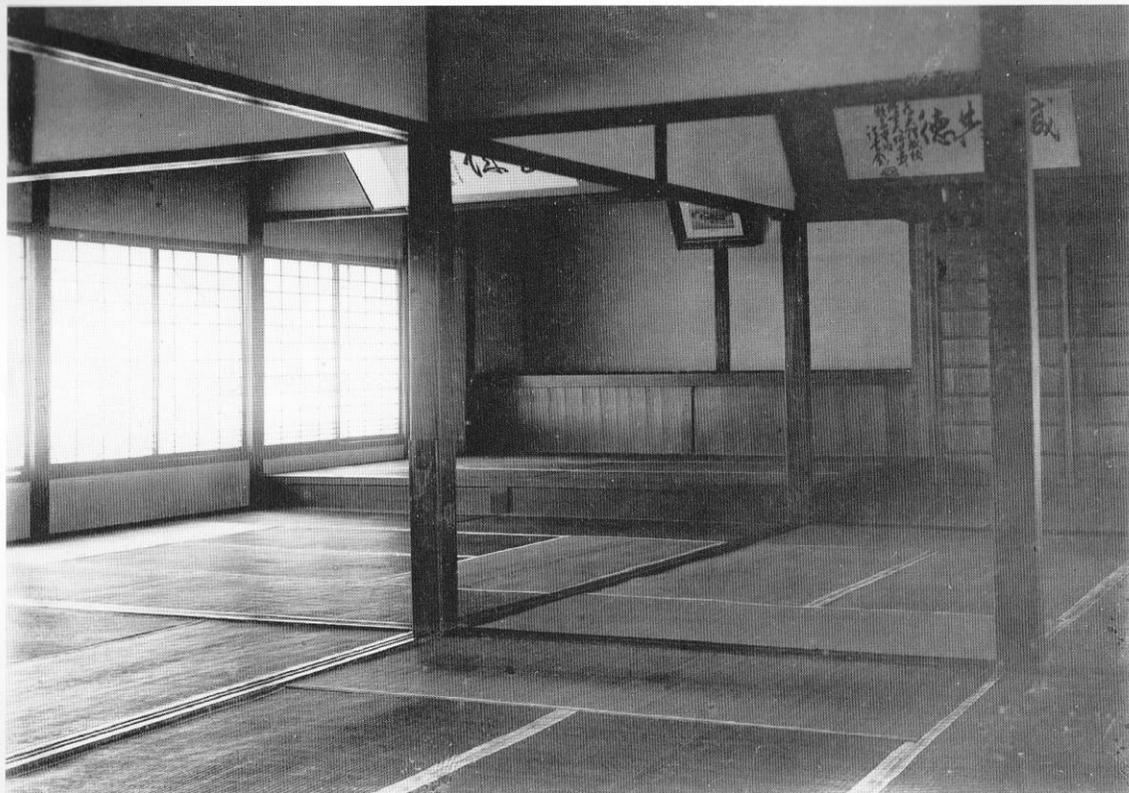
## 明治21年頃の建物として移築保存



## 新神殿(現在の北礼拝場)建築の為、解体され明治21年当時の建物は、教校講堂として移築利用された

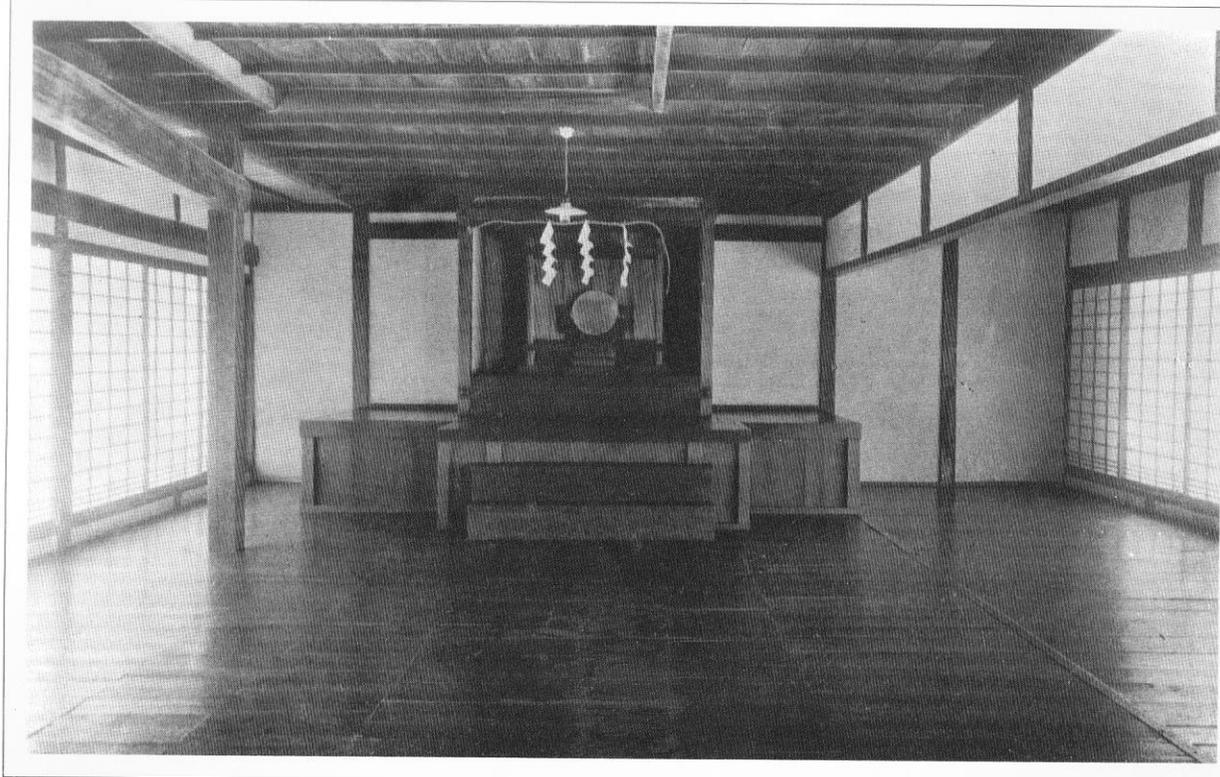
神殿部分は、講堂として利用されるにあたり、切り抜かれていた「ぢば」の部分も板張りにされました。現在の記念建物には明治21年当時のように「ぢば」の部分が切り抜かれその周囲に欄干が付けられています。

なお、記念建物の外周の建具にはガラスが入っています。これは元治元年や明治21年の増築の時から入っていたわけではなく、教校の講堂として使用するために移築した頃に入ったと思われます。



2 つとめ場所 The interior of the Place for the Service (viewed from the south)

元治元年(1864)に飯降伊蔵はじめ信者たちが、教祖の「おさしづ」を伺いながら建てたもので本教初の普請である。教祖は慶応元年(1865)から、この建物の北の上段の間に端座され教えを説かれた。(写真は天理教校の講堂として保存されていた大正初めの撮影)



4 本教初の神殿 明治21年・1888  
The interior of the first Sanctuary, which had just been added onto the south side of the Place for the Service (viewed from the north)-1888

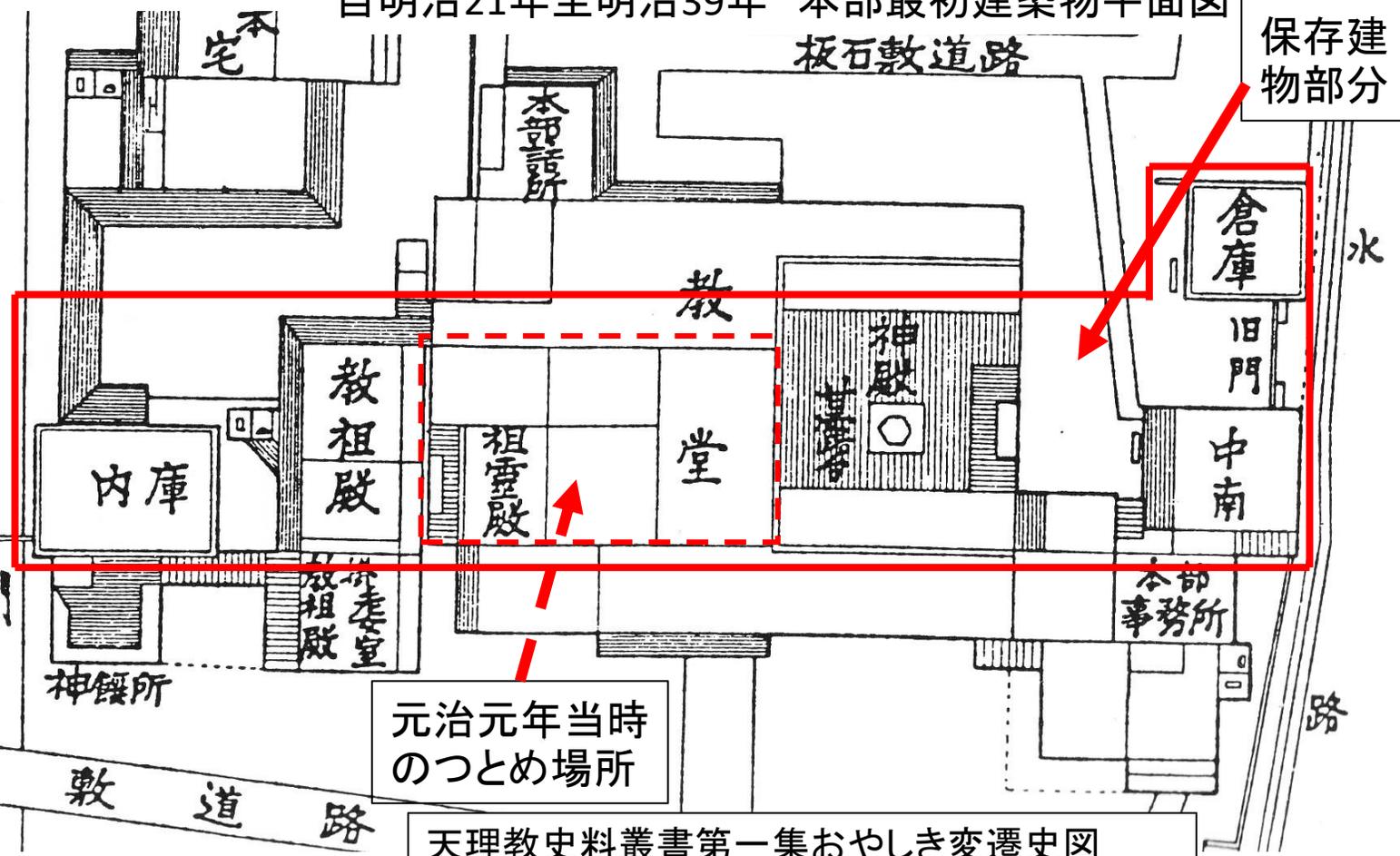
本部を東京からぢばに移す準備にかかり、明治21年(1888)7月23日に移転した。教会本部開筵式を目指し、元治元年(1864)に建築された「つとめ場所」の南側に、それまで雨打たしのまま屋外にあった「かんろだい」を取りこんで神殿が増築された。この神殿は明治42年(1909)まで使用された。

# つとめ場所普請の発端はほぼ創作 「一坪四方」はどこから生まれたか

明治21～39年の本部配置図です。明治8年に定まった「ぢば」は、神殿の建物内に取り込まれています。当初は屋外でした。『稿本教祖伝』の元になった「教祖様御伝」(中山新治郎)は、明治40年頃作とされています。「一坪四方のもの建てるのやで、一坪四方のもの建家ではない」という言葉の初出は「翁より聞きし咄」(明治32年筆)です。これは本席の語りを初代管長が書き取ったとされています。元治元年にできた建物を中心にして、継ぎ足されていき、下の図のようになっていきました。まさに「つぎ足しは心次第」の状況になっています。

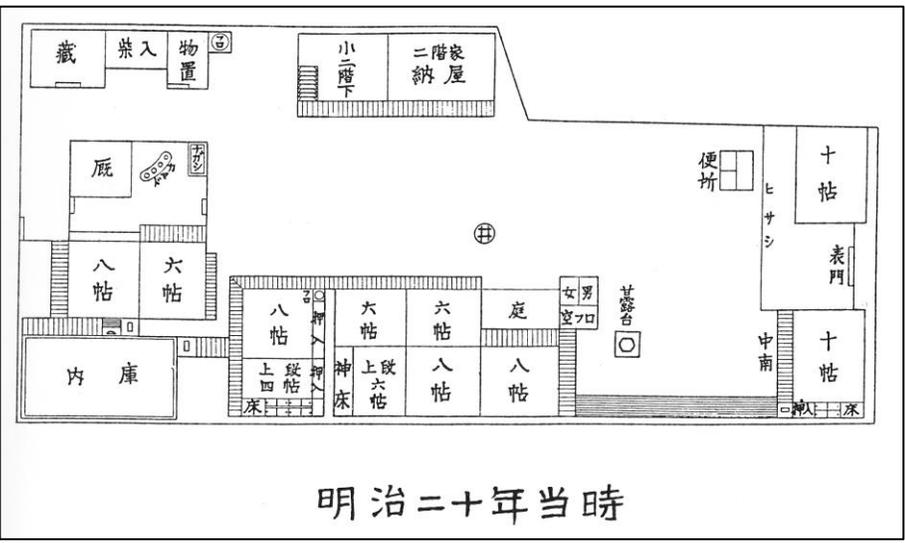
一坪四方ノ者建テルノヤデ、一坪四方ノモノ建家デハナヒト仰セ玉フ (「翁より聞きし咄」明治32年筆)

自明治21年至明治39年 本部最初建築物平面図



## 教祖が身を隠された当時の平面図

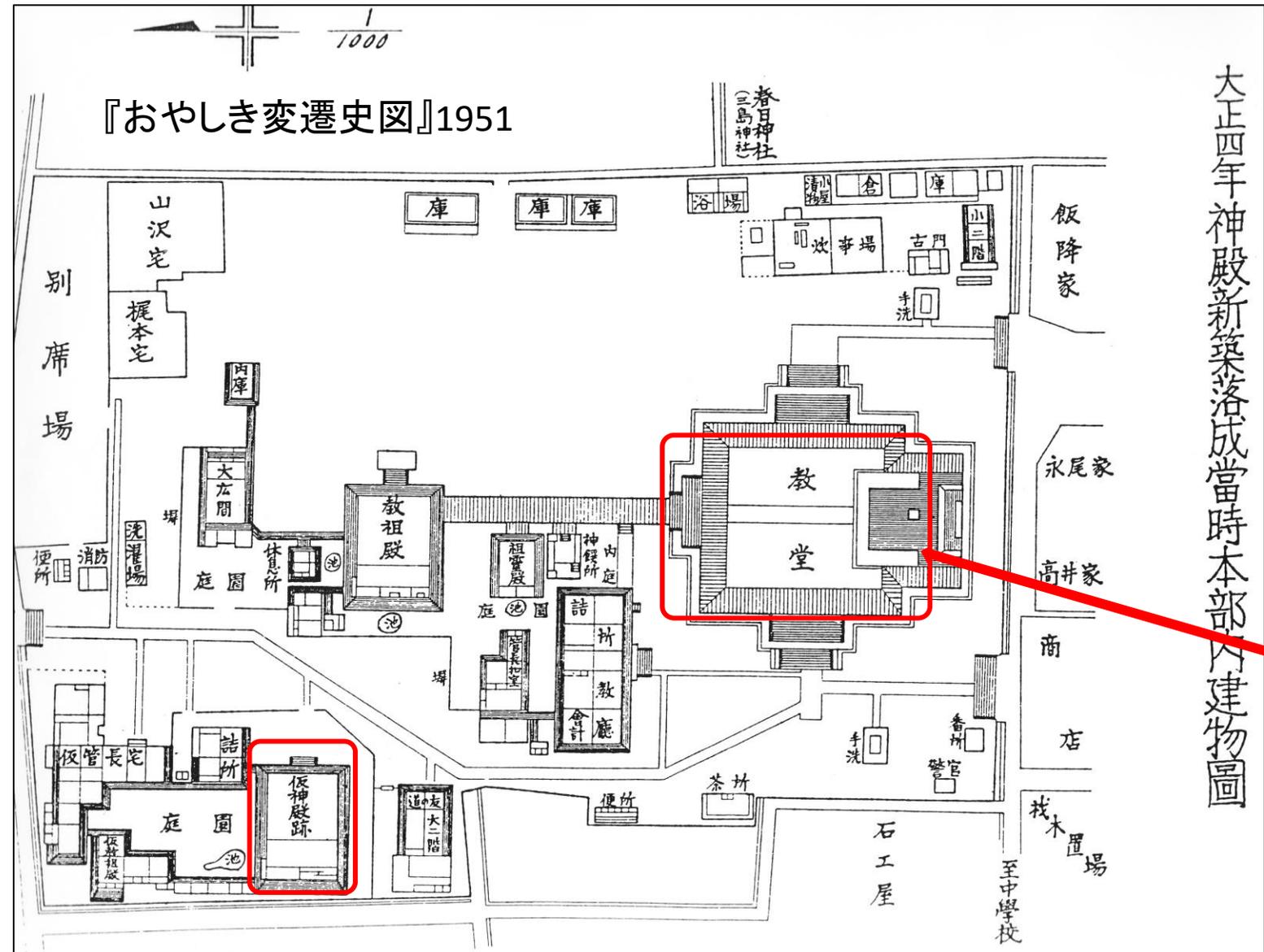
「ぢば」が屋外になっています。本来ならば、この形を記念建物として残した方がよいのではないかと気がしますが、いろいろ難しい点があったのでしょうか。



天理教史料叢書第一集おやしき変遷史図

# 大正4年当時の本部平面図

明治21～39年の神殿は、同40年代に解体され、大正4年に現在の北礼拝場が竣工します。それが下の図です。現在の教祖殿が出来た昭和8年以降に、明治21年当時の形で、記念建物が出来ました。



大正四年神殿新築落成當時本部内建物圖



伊弉氏ニ八里女を射けて貰ひし伊礼ニ社あり  
 ねて差上げ度と申さししお古良御社  
 憑心ありて社ハイトぬ小さい物を建てかけと  
 仰せトラスコテ秀治様申尋ねたまされし  
 事米倉と綿倉とを取りのけて具あるへ  
 建てたるのであると仰せ玉はり  
 此の時分ニ二十六ハニハ年祥人相当ありた  
 ので家の中ハ使へあるかト勤場所を建  
 つる事ニちりた  
 ○元弘元年即今年八月十九日ニ古良御社  
 豆林村山中忠七氏方へ申掛し遊志さる  
 其時サ勤場所新築の目論見ありたり  
 ○今二年九月十五ハニち一人の始め、掛り十月  
 二十六ハニハ冬或るニ六冬ニ成る、其年の土  
 ちも上棟出来たり先善清ハ神様ハ

つとめ場所普請  
 経緯の根拠

『稿本』の記述は「教祖様御伝一ひらがな本」をベースにしています。ただ、それより10年ほど前に書かれた「稿本教祖様御伝一カタカナ本」には、「勤場所新築ノ目論見アリタリ」とあるのみで、「ひらがな本」のような具体的な記述はありません。「カタカナ本」の翌32年に「翁より聞きし咄」が書かれ、ここに「ひらがな本」の原形のような内容が出ています。この「翁より聞きし咄」は、本席の話を初代管長が筆記したという体裁のもので、後半の「大和神社の一件」のところでまた出てきます。

慶應元五年八月十九日豆越村山中忠七方エ  
 御出テ遊サレ  
 九月十日白茅り 此の始メニ掛り十月二十六日上  
 棟 出来セリ 此普請ハ三十年見込ニシテ咄シ  
 今年十二月中旬頃 勤場所新築落成 歡ビシテ  
 太鼓等ヲ持テ大和神社ニ至リ鳥居前ニテ踊リ  
 ナセリ 山中忠七等ハ當時行キレ人  
 此ハ大和神社ノ神主ハ宇屋筑前守ナリ 踊リシ人多ク  
 工務所エ呼取り尋問セシマアリ  
 勤場所新築ノ目論見アリタリ

下の文は、仲田儀三郎の入信を安政4(1857)年ではないかとしています。儀三郎の入信は通説では文久3(1863)年で、それより6年も早い。安政2年以降に中山家の田地が3町から3反に減少していったとしても、安政4年に仲田儀三郎が入信しているとするれば、その入信の以前から、教祖の病直しの活動は始まっており、お礼として米などを持って来る者もいたでしょう。また、儀三郎が教祖を知るきっかけになったのは、妻の出産後の煩いであったとしても、継続的な信者になっていったということは、教理的な内容もすでに話されていたと考えることもできるように思います。

これまでの教祖伝は、教祖の布教活動や信者の入信を遅くする傾向があるように思います。それは、安政2年までは3町歩の田地があり(丹波市分署宛、手続上申書、『復元30号』P239)、安政4年にはのちに中心的存在になる信者が出来ていたのでは、「貧に落ち」切った期間が無くなってしまわないでしょうか。

櫛本村の西に櫛枝という村がある。そこに西田伊三郎という人がいた。伊三郎氏三十三才の時、妻が歯を病み千束村のお稻荷さんに拝んでもらおうとして家を出た。途中東から知人に「そんなんだつたら庄屋敷村へ行って中山さんの老婆さんに拝んでもらいなされ」といわれ、庄屋敷村に行き、教祖様をお願いした。この時、教祖様は、／ 「よう帰って来た。待つていたで、二三日前から知らせてやつた」／ と申されたという。

拝んでもらって、お話をきいている間に、歯の痛みはすっかりなくなつた。翌日お礼詣りに出かけようとしたが、丁度麦の秋のことで忙がしいので参拝出来ず、そのままにしていたところ、今度は眼が痛み出し、またお詣りしてお話をきいている間になおつてしまった。このたびは教祖様は、／ 「夫もつれておいで」／ といわれたので、**西田伊三郎氏**が参拝した。

この時が伊三郎氏の三十三才の時といわれる。伊三郎氏は明治二十七年、七十才で出直してられるから **三十三才という安政五年**ということになる。これはちよつと早過ぎる。また同家の話では「榊井伊三郎先生の入信は私の爺さんより三年遅れた」といわれているところからすると、榊井氏の入信が文久三年であるから西田氏の入信は萬延元年となる。安政五年と萬延元(※1860)年とは二年違うだけである。なお西田氏の関係で入信した前栽村の村田幸右衛門氏の入信が氏の四十才の年というから、逆算してみると文久元年ということになる。天理教の従来歴史書には文久三年における中田義三郎、辻忠作、飯田岩次郎の三氏の入信が一番早いようになっているが、安政、萬延のころから信者が出来はじめたというこの話は私にはどうも有り得べきことのように思う。そうなると、先に多少疑問を残しておいた **中田義三郎氏の入信も、妻かじの長男岸松出産後のわずらいとみるなら安政四年の入信**であり、長女すえの出産後のわずらいとみるなら萬延元年となる。これは従来歴史からみると異説であろうが、私にはあり得べきことと思われる。(『天理教伝道史 I』P12. 高野友治. 1954. 道友社)

文久元年は龍田の乾フサが信仰に入ったとされる年ですが、秀司は教祖の立教後20年以上が経過し信者もできてきた時点で、金品の貸借などの仕事をし、すでに継続的な信仰者が生まれていた教祖の新しい教えとは無関係に、陰陽道に基づく方位と日の忌などを商売に使っていました。

## 新右衛門

一 金弍ア (分) / 札十八匁  
又 壹朱 / 錢廿五文  
又 六十匁 / かし

第一丁目表であるが、日付の記入がない。前述の表紙の記載から文久元年(一八六一)五月の某日と察する。どこの新右衛門か不明であるが、金二分と札(藩札)で十八匁、それに一朱(金・銀貨どちらでも同価値)と錢二十五文をそれぞれ取り混ぜて、合計銀六十匁分を貸している。……  
銀六十匁では米約二斗八升五合余り買うことができた。  
(『万覚日記』について)上野利夫.P228.  
『教祖とその時代』.1991.道友社)

銀60匁は、極々参考に米の値段から今の金額に直すと、約1万5千円くらいになります。

『稿本』には、つとめ場所普請のところで「秀司が、どこへ建てさして頂きましょうか。と、伺うと、」とあって、秀司が教祖の活動に最初から協力していたような印象を受けますが、その3年前には教祖の活動に全く関わっていなかったらしいことが「万覚日記」から分かります。その秀司が、いつ頃から教祖の活動に関わるようになったのか、気になるところです。

この資料は、天理教に残る古記録の一つと述べたが、内容的には直接、天理教に関連するものではなく、中山家に関する事柄のみが記されている。／ 表紙に「萬覚日記」とあるのでも察せられるように、いろいろの覚え書である。記載法は、普通一般にいう日記の体裁ではなく、日付と要件を簡単に記したメモ程度である。その要件の事項をまとめると、おおよそ次の八項目になる。／ すなわち、金品の貸借に関するもの、諸費用控、綿その他に関する取引事項、大工日数控、村人足覚、日雇心覚、綿打覚、陰陽道による方位と日の忌など。(「『万覚日記』について」 P222)

天道天徳神方 // 正月 九月 午 / 三 七月 子 / 四 拾貳月 酉 /  
六 十月 卯 / 二月 未申 / 五月 戌亥 / 八月 丑寅 / 十一月 辰巳  
「大道天徳神方」とは、古来より曆面に注された吉凶禁忌の一つで、「天道」とは「天道神方」、「天徳」とは「天徳神方」のことと考えられ、この二つを一つに記したものであろうと察する。この二神とも大吉の方位である。  
日之ふさかり // 一日 東 二日 辰巳 三日 南 四日 未申 五日 西  
六日 戌亥 七日 北 八日 丑寅 九日 天方 十日 地方 余ハ順也  
「日之ふさかり」というのも、曆上の吉凶・禁忌に関することである。(『万覚日記』について) P250、252)

『稿本教祖伝』は文久4年に山中忠七が入信したことを記しています。この時、義理の弟になる山沢良治郎も入信し、良治郎の従兄弟に柳本在、守屋神社の神官で古田神祇管領家から大和国神祇取締方を命じられていた守屋(森本)筑前がいます。このあたりから「天理教」が動き出します。『水屋敷…』にある「山伏の取締役古川豊後」と『稿本』の「並松村の医者古川文吾」は同一人物でしょう。二書の内容はほぼ同じですから。「並松」村とありますが、『角川日本地名大辞典29奈良県』(1990.角川書店)にこの地名の掲載はありません。大阪府内に二か所、この地名がありますが、大阪からやってきたとは考えにくい。

### 山中忠七の入信、飯田家での古川文吾の乱入

文久四年正月には、大豆越村の山中忠七が信仰し始めた。同じくこの月、教祖は、先方の頼みにより、再び、安堵村の飯田方へ出向かれ、四十日程滞在された。この由を聞き伝え、近在の村々から、教祖を慕うてたすけを求める者が、引切りなく続いた。

この事を伝え聞いた並松村の医者古川文吾は、奈良の金剛院の者をつれて来て、教祖のお居間に乱入し、狐、狸。などと罵り、将に、腕力にも及ぼうとした。その一瞬、教祖の様子忽ち改まり、厳かにお言葉があった。

「問う事あらば、問え。」／と。文吾は次々と難問を発したが、教祖は、これに対して一々鮮やかに教え諭されたので、文吾は恐れ入り、平身低頭、座を下って退去した。(『稿本教祖伝』P46)

### 山伏の取締役が来て文句を付けたが、教祖との問答に平伏した

2017.12P15

其の嘯の四方に響き、漸々大阪又は河内等の遠方より慕い来ることゝはなりし故、法隆寺村の山伏の取締役古川豊後なるもの、この儘に捨て置けば容易ならざる事なりと、大いに怒り奈良の金剛院と同道にて、菊の金紋附けたる両掛に位符をたて威儀おごそかに入り来り、一息に取りひしかん勢にて老婆を呼び出し申さるゝには何奴なるぞ、官職もなく多人数を集め祈祷するの、助けるなどとは国法を破るふとゞき者めと罵りきびしく談じつめても、老婆は少しも意とせず アハハ……………と御笑いなると益々たけりたち、身分柄をも顧みずあざけり侮るとは不埒千万なり。此申し開きせずば捨置がたと威しつけ此上は如何になりゆくものやと居並らぶものは、手に汗にぎり控えおりに老婆は徐ろに申されしには一妾には何も知れませぬが私には神が下りて何事もおっしゃるのや—と云いながら扇子を御持ちになると見えしが、さあ／＼／＼問答／＼／＼なになりと尋ねイ……………と仰せらるゝと兩人にて種々なる難題を申しかけしが、一々水の流るゝ如くあざやかに御答あり。

さあ／＼尋ねイ／＼ 根くらべ知恵くらべ、そんな浅いことより尋ねることがないのか、知らないのか、馬鹿者め———と大音声にて睨みつけると兩人共身体すくみ一言も云い出でず平伏なしたるに。さあ許さぬぞ……神をあなどり……………と仰せらるゝと頭を下げたまゝちり／＼と、あとずさり昇り口の板の間まで降り平伏なしいたり。(『水屋敷人足社略伝』)

## 山中忠七入信後に山澤良治郎(良助)も入信

山中忠七の義理の弟になる山澤良治郎は、忠七とほぼ同時期に入信したことになっています。ただ『稿本』には良治郎の入信についての記載はなく、これから記していく「大和神社の一件」(『稿本』P59)のときに、「新泉村の山澤良治郎からも、筑前守に掛け合うた」とあるのが最初です。

良治郎は、明治14年以降に出現する「こふき本」の最初、「山澤和歌体十四年本」の作者で、「おふでさき」十四号から秀司に替わってその表紙を書き、同16年に没しています。また、その息子為造は、初代管長中山新治郎が亡くなった後、二代正善の成人までの間の管長職務摂行者になり、さらにその長男為信は、正善の姉と結婚し中山分家を興しています。

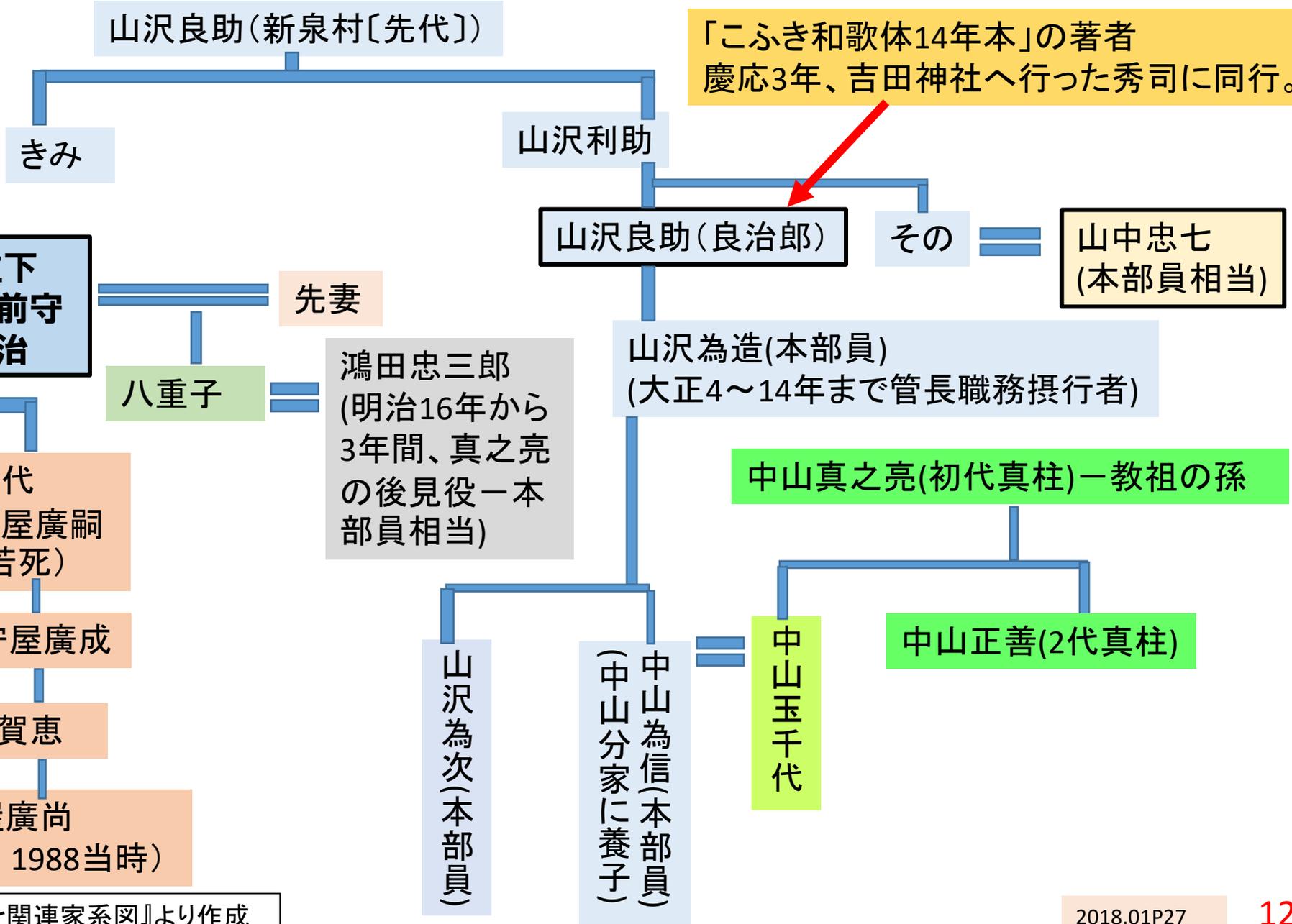
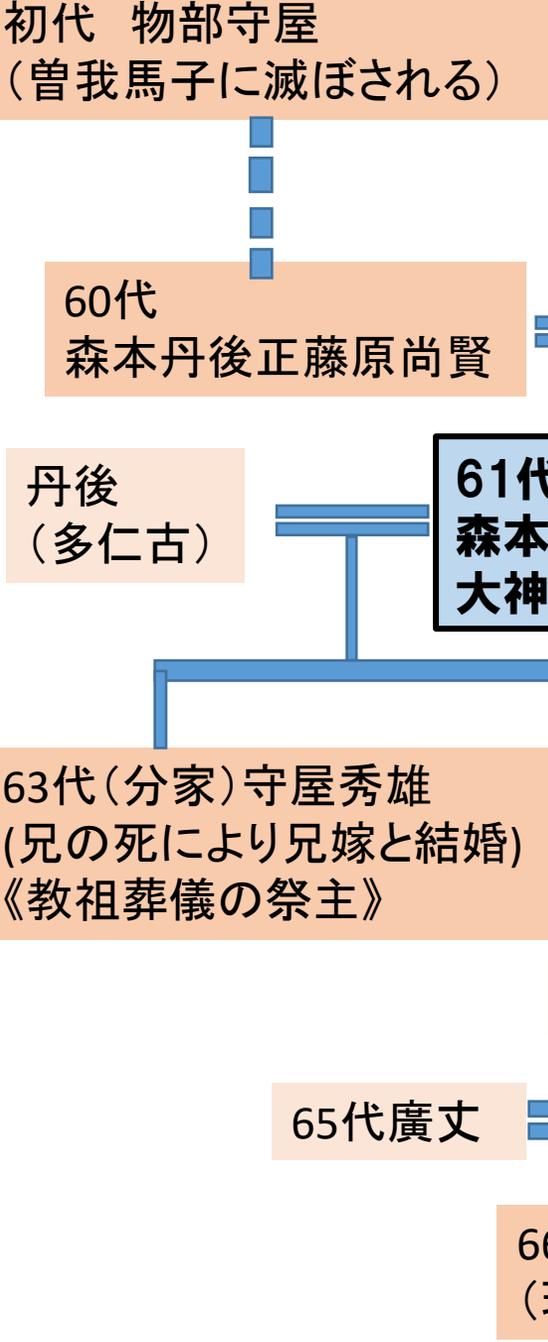
山澤家は天理教の草創期である元治元年から昭和の時代まで、教団で主要な役割を担ってきています。



**山澤良治郎** 山澤良治郎(最初は良助)は、天保2年(1831)2月22日、父利助、母べんの5人兄弟姉妹の長男として生まれる。元治元年(1864)、34歳のとき、実姉山中その(山中忠七の妻)のふしぎなたすけを目の当たりにして熱心に信仰するようになる。住居は大和国山辺郡新泉村(現、天理市新泉町)。妻のぶとの間に、良蔵、為造、音吉の3人の子供があった。／ 元治元年、おやしきでは、つとめ場所の普請がすすめられており、その棟上げが立教の元一日ゆかりの10月26日に質素にとりおこなわれた。良治郎は都合で参拝していない。それに代わって二男為造(※1858生、元治元年数え7歳)が弟音吉を背負い、手に重箱をもって新泉から参拝している。／ その後、いわゆる「大和神社の一件」があって、その收拾策の一端を山澤良治郎がになったことが『稿本天理教教祖伝』(58頁)に記されている。大和一円の神職取締であった守屋筑前守は、山澤家の親戚筋、すなわち良治郎の叔母きみの嫁ぎ先であって、良治郎の叔父(※従兄弟ではないか)に当たったからであろう。／ 慶応元年(1865)の助造事件に際しても、その破邪顕正に守屋筑前守の代理として山澤良治郎が参席している(同65頁)。また、慶応3年吉田神祇管領の公許を得るべく願い出たときにも、秀司の供として、守屋筑前守同道の上、京都に上っている(同97頁)。(『改訂天理教事典』)

# 山中忠七、山沢良治郎、守屋筑前の縁戚関係

「こぶき和歌体14年本」の著者  
慶応3年、吉田神社へ行った秀司に同行。



『東王京』15号及び『おさじづ主要人物索引と関連家系図』より作成

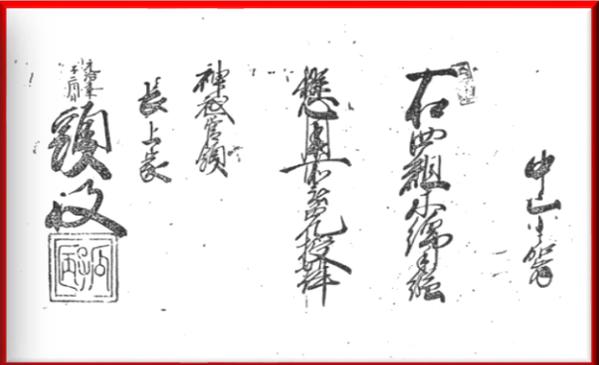
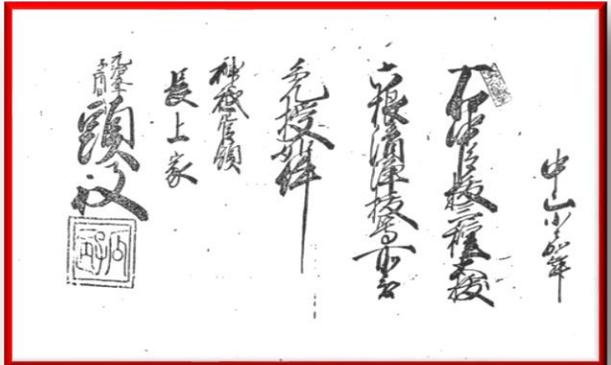
### 古川豊後が持ってきた「小寒の裁許状」

### 「小寒の裁許状」の真贋

話を戻して、『稿本』と『水屋敷…』は、豊後が教祖に頭を下げたところまでは同じですが、その後が違っています。『稿本』が「退去した」で終わっているのに対して、『水屋敷…』には、許可のない者は公然と人を集めることはできないからと、豊後がお金を預かり、吉田神祇官領の許可証なるものを持参したとあります。これが「小寒の裁許状」です。これは昭和56(1981)年に村屋(守屋)神社で見つかり、現在は天理教教義及史料集成部にあるようです。このことについて、教団は一切語っていません。

この「裁許状」は、名義人小寒(小嘉舞)が京都の吉田神社に出向いたわけでもなく、偽証の可能性が非常に高い。ただ、吉田家大日本諸国神祇道取締り方の肩書を持つ守屋筑前がつとめ場所普請に関係していたらしいことから、書類としての効果を持たせた。この前後の動きは非常に微妙ですが、宮建築には金光教の例から見て藩を通した許状が必要で、それゆえ藩からクレームが付き、慶応3年の藩の添書を得た上での秀司名義の裁許状取得につながったのではないのでしょうか。

両人はつゝしみて云はるゝに国法のありて、御許可なきものは人を集め祈念祈祷の出来ぬ事なる故、われ／＼宜しく其手続をいたし御水や御守を人に与へる事もまた御老体においても公然に人助けのできるように取りはからい申しあげたし、依て我々に御まかせありたしと老婆の御機嫌をとりしに、老婆にもだん／＼と神様の御話ありて此屋敷のことにいたりし時、神様御下りにて／＼さあ／＼この屋敷をこうずい場所、水屋敷といういんねんをつけおく／＼との御言葉に、然らば之より京都へ上り吉田御殿へ両所の御願いたします。此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを参詣人に渡すことゝなり。時は文久四年子の四月なり(文久四年二月改元元治元年-1864) / この二通の許しというは吉田より出てたるにあらず古川豊後が私利を貪らん悪意より偽証をつくり渡したるに此こと早くも総取締守屋筑前の耳に入り云々ありたる事は略す。(『水屋敷人足社略伝』)



中山小嘉舞  
右中臣祓 三種太祓  
六根清浄祓 当所能  
免授如件  
神祇管領  
長上家  
元治元年  
子二月  
頭役  
印

中山小嘉舞  
右四組木綿手纏  
縣用当所能免授如件  
神祇管領  
長上家  
元治元年  
子二月  
頭役  
印

この真贋について「吉田家」研究者、吉田栄治郎氏の見解が示されています。それによると、これは「神子用のもの」だとあります。金光教の事例では、神子用のものでは宮建築は出来ず、そのためには神主用のものが必要でした。また神主用のものは「男子のみに下付された」と吉田氏は書いています。慶応3年に秀司に下付された裁許状が神主用だったのかどうか不明ですが、男子が藩の添書を付けて願出するという形から見ると、神主用だったのかもしれませんが。

- (ア) 「中山小嘉舞」が中山こかんと同一人物であるか否かは不明である。
- (イ) 中山小嘉舞名義の「裁許状」は神主用、神子用の二種類あるうちの神子用のものであり、形状、書式、印璽等、吉田家の機関から出されたものである。但し、吉田家当主が発行したものではない。吉田家内の役人が主に無断で出した事例もある。文政十年に、和泉国和泉郡で篠田神社にかかわる神号の免許について、吉田家正式機関が知らない間に、吉田家の役人が独断で発行したという事実がある。なお、神子用であるから、神社、講社を主管することはできない。神社を主管する神主のための裁許状は男子のみに下付された。
- (ウ) 古川豊後は神子であり、神子には一般に守名はでてこないから、「豊後守」は自称と考えられる。そのような古川豊後の斡旋によっては、吉田家公式の役所を通して正式に申請下付が行われた可能性は皆無である。正式の申請下付は、こと大和国の住人に関する限り、この年代においては大和国神道総取締役である守屋筑前守を経ずして行なうことはできなかった。
- (エ) 従って、『水屋敷略伝』の記述が事実であるという前提に立つ限りにおいては、この「裁許状」は吉田家の表玄関である「御広間」を通しての正式な手続きを経たものでなく、豊後が吉田家の役人とつながって、不正なルートで「正式の様式をもったもの」を入手したものであると推定することは可能である。当時は吉田家内にも乱れがあった。事例のあることは(イ)に述べた。
- (オ) 中山小嘉舞名義と同内容の神子裁許状の取得費用は当時、装束と神事両方あわせても二両から三両であり、そこに、八両もの金が動かされているとするならば、やはり不正なルートが介在していたのではないかという疑いが生じ得る。
- (カ) 従って、この出来事は、現在の段階では断定することはできないが、古川豊後が天理教祖から何がしかの金を無心し、にせの「裁許状」が水屋敷に届けられ、それが守屋筑前守の手にあたり、そのまま没収されたものである可能性が高いと考えられる。(『確かな教理理解のために』青年会編.1995.P151)

## つとめ場所普請の理由―「おやしき」は手狭

教祖六十六、七歳の頃、即ち、文久、元治の頃となって、帰って来る人々が次第に殖えると、お屋敷の建物の手狭さが特に目立って来た。既に母屋は無く、古い粗末な八畳と六畳の二間が、教祖のお住居であり、その八畳の間に、目標として御幣を祀って、人々の寄り集まる部屋ともなっていて居た。毎月の二十六日には、室内に入り切れず、庭まで溢れる景況であったので、早く詣り所を普請さして頂かねば、という声が、人々の間に、漸く起り始めた。

後の本席・飯降伊蔵が、初めて参詣したのは、この頃の事である。（『稿本教祖伝』P48）

## 小寒名義の裁許状から生まれた動き―普請の話と疱瘡除けのお札の発行―八島説

吉田神祇管領からの許可証が届いた頃のお屋敷は、正面入り口の小さな門屋は昔のままであったが、母屋は取り払われ、その跡には大きな石がごろごろしている、といった有様でした。その奥に隠居とよばれた建物があり、そこは以前、こかん夫婦が住んでいた所です。ところが、母屋が取り払われると、秀司はこの隠居に住むようになり、教祖やこかんは住む所を失って、わずかに残っていた綿倉や柴倉に仮住まいすることを余儀なくされました。／ その頃までには、櫟本、櫟枝、治道、安堵、平群谷といった所に、大勢の話を聞き分けた人が出来てきました。一方、国中(大和盆地の中央部)の方にも信者が出来て、お屋敷には大勢の人が寄っていました。それで、こかんの許可証が届くと、すぐに普請の話が出て来たものと思われます。教祖はすでに七十歳に近いので、教祖の教えを受けて実際に動くこかんを名義人として、つとめ場所の普請が相談されたのです。／ 許可証の日付は元治元年二月、となっていますが、この月の二十日に改元があったので、元治元年二月は十日間しかありません。しかし、『御水屋敷並人足社略伝』では、／ 「程もなく御許しなりとて、奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此のときより左の守りを参詣人にわたすことなり。時は文久四年子の四月なり」／ として次頁に掲げた図が記録されています。／ 「四月」とあるのは、許可証が届いた時なのか、それとも厄病除や疱瘡許しの御札が出た時なのか曖昧ですが、とにかく四月の頃には秀司が疱瘡よけの御札を出しています。その御札には真言密教で使っている梵字が書いてあります。アン、バン、ウンという文字で、それぞれ、胎蔵界大日如来、金剛界大日如来、それに独立した大日如来を表わしています。全体が赤い紙で出来ているのは、当時の風習では、疱瘡神は赤い紙や赤い絵などを避けて通る、とされていた事によるものと思われます。教祖のをびや・ほふそのゆるしは、只の流行り病で神の祟りではないからお守りもいらぬという、きわめて合理的な教えでしたが、その教祖のもとに大勢の人が集まるのを見て、目先の利く秀司は「これは金儲けになる」と直感的に感じ取ったのでした。そこで時を移さず、赤い紙で作った疱瘡よけの御札を出して、信仰を営業にしているのです。

それまで、秀司は教祖の行動に協力しませんでした。米相場での失敗以来、完全に傾いてしまった中山家の中であって、細々と綿の仲買いなどをやって辛うじて過ごしている、という毎日でした。男として所を得ていないという苛立ちが秀司を苦しめます。しかし、それにも増して気掛りなのはこかんのことでした。自分の失敗から夫婦別れをさせてしまった上に、おしゅうという娘を育ててもらっていただいたのです。従って、こかんに対しては非常に屈折した感情を持っていたようで、これが、生涯、こかんを夢中で追い詰めて行く事の深層心理的原因であると思われます。（『中山みき研究ノート』P119）

## なぜ「つとめ場所」は建てられたのかー参拝人が多かった

つとめ場所が建てられた元治元(1864)年頃、中山家を訪れる信者はかなりの人数になっていたことが想像されます。その根拠として元治元年に教祖が逗留した安堵村の飯田家には、家業が出来ないほど人が寄り(『御水屋敷人足社略伝』)、また文久元年頃に入信した龍田の乾ふさ宅は門前市をなす盛況で、息子の勘兵衛が亡くなると門を閉じて信者を入れなくなり、そのため大和の信者が減ったという話が伝えられています(『天理教伝道史I』P28)。

当然、本元である中山家にも多くの信者が訪れたでしょう。当時の平面図を見ると、本宅以外に人が入れる建物はありません。雨や暑さ、寒さを凌げる場所が必要だったのです。

『おやしき変遷史図』天理教教義及び史料集成部



谷底時代

「カタカナ本」一勤場所新築ノ目論見アリタリ

「ひらがな本」一此時分ニハ二十六日ニハ参拝人相当ありたので家の中ハ狭くあるから勤場所を建つる事ニなりた

## 平日は二三十名、祭典日は百名以上

元治文久の頃には、漸く信仰する者も出来、お屋敷へ参詣する者もあるやうになりました。即ち文久三年には辻忠作、仲田儀三郎の二氏、元治元年の一月には山中忠七翁、同五月には飯降御本席、同七月には榊井伊三郎氏これと前後して山澤良助氏等所謂本教の元勲が相次いで信仰せられた時代であります。これに因って見るも当時既に天理教の名が、治道村、大豆越、櫟本、新泉、豊田村等の諸方へ喧伝せられてあったことを確知せられるのであります。而已(しかのみ)ならず芝村、龍田、安堵付近よりも参詣するものが、漸次多きを加へたといふことでもありますから、これを郡別にすれば、添上、生駒、磯城、山辺の四郡に亘って稍々(ややーだんだん)道が広められたものと見られるのであります。さればお屋敷は日毎二三十名のものが、参詣するを常とし、御命日一二十六日は御教祖神憑の日なるを以て当時はかくの如く称せり一の当日の如きは、百名以上の参詣者が集まるやうになりましたので、今はこれらの人々が端座すべき場所さへもなく、お屋敷は至って狭隘を感ずるやうになったのであります。(『教会発達史』小野靖彦.P4.大正8)

「厄病除御守」は秀司が出した?! - 秀司が教祖の活動に関わり始めていた

『御水屋敷人足社略伝』には、二通の裁許状のことに続いて「此時より、左の守りを、参詣人に渡すこととなり」とあってそのお守りの絵が出ています。『中山みき研究ノート』はこれを秀司が出したのだとし、「四月の頃には秀司が疱瘡よけの御札を出しています。……目先の利く秀司は『これは金儲けになる』と直感的に感じ取ったのでした」と書いています。

秀司は文久元年、「万覚日記」の時点では教祖の活動に関わっていないようだったのですが、それから3年後の元治元年4月には、お守りを出すようになっていたということになります。また、同月に秀司は山中忠七宅を訪問しています(『山中忠七伝』P30.1965)。参詣人が増え始めた文久年間に秀司は、教祖の活動に関わりつつあったのです。

下の写真は神社の社務所の例。お守りを守るためにも社務所のような場所が必要になります。《紙垂(しで)で囲まれた場所は、護摩を焚くところ。》

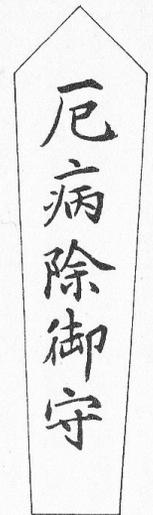
明治13年、転輪王講社開筵式の時に「門前で護摩を焚く」(『稿本』P149)いた状況の理解に資するのではないのでしょうか。

『中山みき研究ノート』P121

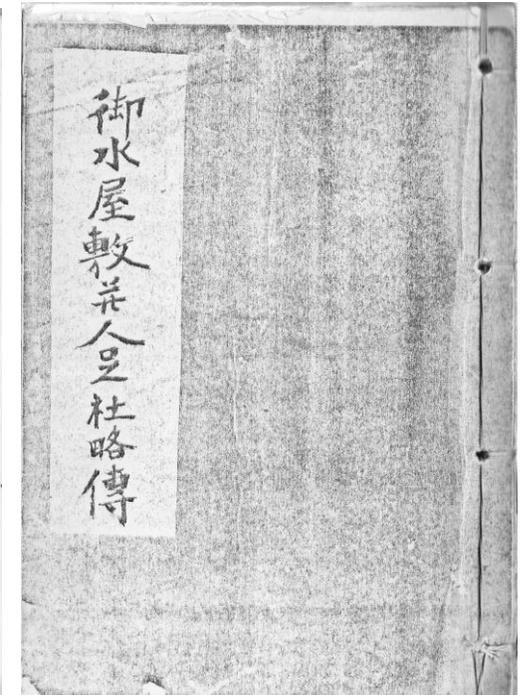
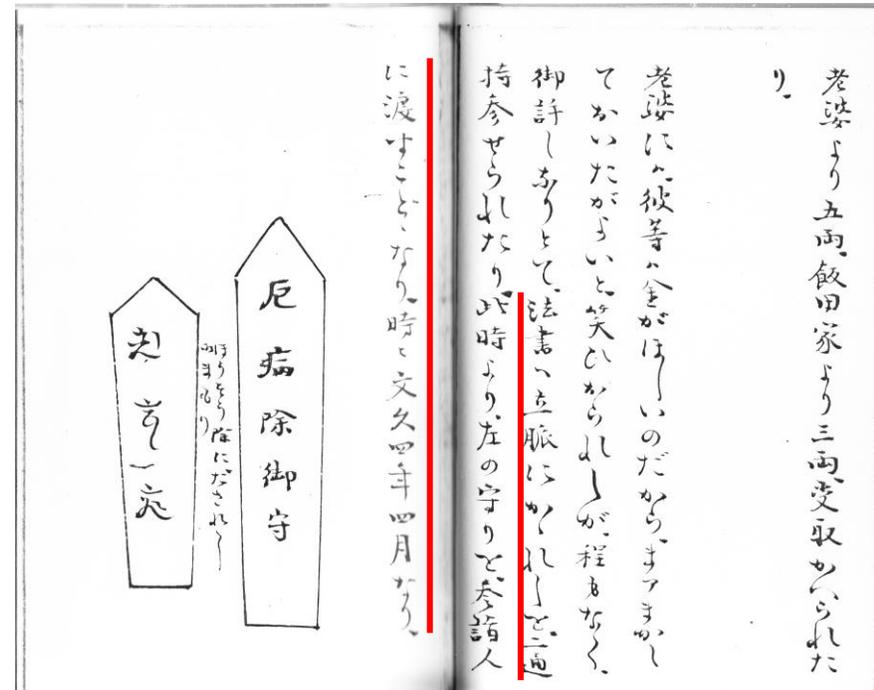
赤札



白札



秀司が出した御札(厄病除けが白地、疱瘡けが赤地)



天川村天河大辨財天社、社務所

山中忠七は文久4年(2月に元治と改元)正月に入信し、4月に秀司が忠七宅を訪問、普請の相談をしたと『研究ノート』にあります。参詣者が多くなり始めた文久年間に秀司は教祖の活動に目を向け始め、近在に知られた富農の忠七が入信すると、彼に今後の活動について何かと相談し始めたのではないのでしょうか。

翁が信仰して約二ヵ月目の元治元年三月十五日のことでありました。丁度この時、翁は教祖のお傍におり、息子の彦七も参詣させて頂いておった時の事でありました。教祖は翁と彦七をお呼びになりまして、／ 「大豆越村の山中忠七の宅は神の出張り所である、これより神が行く。」／ との御言葉を下され、翁に御幣をお授け下されました、翁はこの御幣のお供をして帰り、家の隠居所の床の間に八足を置いて安置させて頂いたのであります。これは元々神様にいんねんある屋敷である処から、神様が大豆越の山中宅へ出張って下さったのであって、これより神様のいんねんの屋敷として許されたのであります。

**神の親類** / そしてこの年の四月八日(大豆越村の連座＝春祭の日)教祖は秀司先生に、／ 「大豆越村の山中忠七の宅は神の親類であるからお前行け。」／ と仰言って、秀司先生は初めて大豆越へ御来遊下されることになりました。斯くして、翁は信仰を始めて三ヵ月にして、元のおやしき中山家と親類の交わりをさせて頂くようになり、秀司先生も春秋の村祭などには必ずお出で下さったのであります。(『山中忠七伝』P30. 1965. 大和真分教会)

山中忠七は文久四年正月半ば頃、つまりこかんの許可が出る少し前に話を聞き入信しています。南の方に布教線を伸ばしていた芝村の清蔵という人からにをいがかかったのです。／ 当時、中山家や前川家は五荷の荷で縁組をする格式の家柄であったのに、大豆越村の山中忠七は七荷の荷の格式の家だったので、人々の中では一番の旦那衆であり、有力な人でした。その人が正月半ばに教祖のことを聞き、二月に初めて参拝していたのでした。／ 山中家の記録では、四月に秀司は教祖の御命で来たことになっていますが、そうとは思えません。そこでは、「皆さんがお金を持って来たら、戸主である私が受け取ります。あなたはその金銭出納係になってくれまいか」という相談があったと思われる。／この話が出来たすぐ後に、伊蔵が産後の煩いをたすけて頂いたことからお参りに来ました。皆の思惑にぴったりの大工がやって来たのです。伊蔵にしてみれば、以前に普請の話があったということは知りません。自分が入信したとき、神様は大工である自分を「まっていた」と言ってお下さったのだし、御礼に小さなお社を作ろうとしたら、たすけ場所を作ってくれと頼まれたので、感激して自分が皮切りとなったのだ、と思っているのです。(『中山みき研究ノート』P120)

戸数は四十戸程の村であり、伊勢の藤堂和泉守の領内でありました。／ 山中家は代々此の地において農業を営み、近村にはかなり知られた田地持ち、富農であり、祖先より代々同村の庄屋または年寄役を勤め、戸主は一代おきに彦七、忠七を名乗っておりました。(『山中忠七伝』P2. 1965. 大和真分教会)

## つとめ場所普請の認可に全く触れない『稿本教祖伝』

大工伊蔵の入信によってつとめ場所普請は具体化していきます。『稿本』の記述は棟上げの日まで非常に順調に進んだようになっていきます。ただ、家を建てるには、現代でもいろいろ規制があり、役所の建築確認をとる必要があります。江戸時代にも身分により建てられる家に制約があり、役所(藩)の許可が必要でした。『稿本』はこのことに一切触れていません。

この時、居合わせた人々は、相談の上、三間半に六間のものを建てさして頂こうと心を定め、山中忠七、費用引き受けます。飯降伊蔵、手間引き受けます。辻忠作、瓦。仲田佐右衛門、豊六枚。西田伊三郎、豊八枚。それ／＼上げさして頂きます。と、話合いが出来た。越えて八月二十六日、おつとめが済んで参詣の人々が去んだ後、特に熱心な者が普請の寄付金を持ち寄った処、金五両あった。早速、これを手付けとして、飯降伊蔵は阪の大新へ材木の注文に、小路村の儀兵衛は守目堂村の瓦屋へ瓦の注文に行った。／＼引き続き、信心の人々が寄り集まって、先ず米倉と綿倉を取りのけ、地均しをした上、九月十三日には目出度くちよんの初めも了り、お屋敷の中は、連日勇ましい鑿や槌の音が響いて、やがて棟上げの日が来た。(『稿本天理教教祖伝』P54)

## つとめ場所普請に「小寒の裁許状」が効力を発揮したー八島説

八島氏は「小寒の裁許状」があったから建てられたと言っています。教団は建築の許可云々について全く触れていませんので、これは卓見と言えるでしょう。ただ、神子用の裁許状では宮建築は出来ません。このことは守屋筑前も当然知っていたでしょう。そのため、筑前は将来的に藤堂藩の古市奉行所の添書を得て男子による裁許状取得を条件に、奉行所につとめ場所普請を黙認させたのではないのでしょうか。

あのつとめ場所の普請は、今の本部と比較しますと小さな建物に見えますが、当時は身分によりまして家の大きさは制限されていたのです。ー中略ー つとめ場所は六畳・八畳、六畳・八畳の「田」の字に、もう一つ六畳・八畳がついているのです。／ 昨日櫛本の庄屋さんでありました方がお見えになりまして、やはりこの事を言っておられました。／ つとめ場所というのは一般庶民では到底造ることの出来ない規模の建物であったのです。そこには**特別な許可が必要**でした。／ その許可がこかんさんが吉田神祇管領より受けた宗教行事の免許であったわけです。ー中略ー 元治元年二月にこかんさんが吉田神祇管領より許可を受けたのです。ー中略ー 神道・修験道・仏教の行事を全て行なっても良いという許可が吉田神祇管領から出ていたのです。

これは教祖にお会いした古川豊後守という神職が誠にこれは素晴らしい教だと心服いたしまして、そして、教祖よりお金を預かりまして(そのお金は安堵村の飯田家がある場で立替えたということまで記録されています)吉田神祇管領の下役でありましたから、その吉田神祇管領から許可を受けてお屋敷に届けられたのです。／ その許可書に基づいてつとめ場所の普請が始まったのです。(『ほんあづま432号』P6. 2005. 八島英雄)

「つとめ場所」はかなり大きな建物です。繰り返しになりますが、現在家を建てるには建築確認を取得する必要があります。江戸時代でも同様だったのではないのでしょうか。

金光教の事例をみると、元治元年の「二間四面の宮」建築に際し、まず藩に願い出て、宮であればその方面の許可が要るとのことで、白川家から神拝式許状を取得しています。ただ、実際にはこれでは終わらず、宮建築には神主の資格が必要で、そのためには藩の添書が必要であることが判明し、慶応2年からその手続きを踏んでいきます。

この事例から考えると、宮を建てるには神主の資格と藩の添書が必要なのです。

このみさとしを奉じて、ただちにこれが建設の手續に、とりかかった。すなわち、まず村役場の意向をうかがい、判頭藤井俊太郎をわずらわして村方に談示のうえ、正月十日、赤沢浅吉を願主とし、世話人川手保平・同森田八右衛門、判頭藤井俊太郎等の名で、村役人を経て、浅尾藩庁にねがいでた。当時の村役人は、庄屋小野惧一郎、年寄西三郎治であった。／かくて金光大明神は、棟梁川崎元右衛門を代理とし、橋本卯平をさしそえ、白川神祇伯に神拝式許状をこい、かねて、「金神の宮の儀」について、その内意をうかがわしめた。橋本卯平は、ききにのべたごとく、大和丹生川上神社社家であった関係から、この種のこと、こころえがあったので、斡旋の労をとったのである。

(『金光大神』P248. 金光教本部教庁. 1953)

金光河内は、初入門の時は大谷村の百姓の文治良であった。神拝式と風折浄衣白差袴の許しを得、お礼は500疋であった。それと一緒に金光の宮建築の棟梁の川崎元吉も初入門し、上棟式風折浄衣浅黄差貫の許しを得た。元治元年4月9日のことである。金光教の資料では、川崎元右衛門(元吉)と橋本卯平(加賀)の両人が上京し、役人の林大和守と安部田備前守に頼んだところが聞済にしてくれた。そして居宅祈念の許状と、宮を新築するについても屋敷内の建てて苦しからずと4月9日に達せられたとある。その翌年正月24日、笠岡の斎藤数馬は、神拝式風折浄衣の許しを、六条院西村の高橋富枝は神拝式千早衣の許しをうけると、金光の教え子の二人が初入門している。／文治良は、慶応2年10月2日に改めて、金光文治との名で、自宅神拝の節、冠布斎服浅黄差貫を願い、河内との称を得た。そして、この日には又、金子駒次郎・金子坂介・金子秀蔵・金子多蔵・金子房太郎・金子左京・金子又兵衛の7名が初入門し、神拝式をうけている。／慶応3年2月20日、金光河内は金神社神主に補任された。その許状には、／今般、依願被補神主、神祇道拝揖式被授與訖。因、冠斎服浅黄差貫着用、神拝之節可令進退之旨、者。本官所候也。仍執達如件。／とある。こうして金光河内は神主職となり、金光教の布教が公認されたのであった。(『白川家の門人』P417. 金光英子. 私家版. 2011 (1971年国学院大学卒業論文)) 【2020.04.P10】

指出申書附之事

『教団史基本資料集上』8頁

一、私義、兼々金神社信仰罷在候得共、俗人二而八対  
(※明恐人一カ)  
 神□□□素立入之社人社僧共無御座候。今般神主号  
 御許容相成候様、御添翰被為下候様、御上向御取成  
 奉願上候二付、左二伺上候。  
 一、金百兩御国恩為冥加献納仕度、御伺上可申候。  
 尚追々発行仕候上八□□相応之献納金仕度、御聞置  
 被下候。  
 一、神主号御許容願濟二相成候ハバ、檀那寺向一切是迄  
 之通、聊違例之事仕間鋪候事。

藩の添書費用が百両

右の文書は、慶応2年11月の依頼文です。ここに金百両の寄付と神主職取得のための添書の件が出ています。『金光大神』に書かれているように百両といえば大金です。それを文治は支払うことが出来た、宗教活動によってそれだけのお金が動いていたということです。  
 天理教では『稿本教祖伝』P100に、「註一 古市代官所へ呈出した文書の控」というタイトルで領主への添書依頼文が出ていますが、この添書取得のために多額の費用が必要であることは、全く触れられていません。だからといって天理教では費用が必要なかったわけではなく、どこからか調達したのだが、それは隠されていると考えられます。なぜ隠されているのか、それが問題です。

神主職の補任 宮の建築は当初、順調に進むものと思われた。しかし、それは思いのほか困難を伴った。幕府の禁令があるなかで宮を建てるには、神拝式許状だけでなく正式な神主の資格が必要だった。そのためには、まず神主職の取得に領主の添書が必要なが判明した。他村で、その手続きを踏まなかったために、罰せられた例があることも分かった。さらに領主の添書を得るには、百両もの多額の献金が必要だった。当時、百両といえば、米がおよそ五十石（約九千リットル）買える金額で、大谷村の年間経費の約三分の二に相当する額だった。  
 （『金光大神』 P188. 2003.）

『稿本』は、「棟上げの日が来た」に続けて、「大和神社の一件」(『稿本』P59)が書かれています。この「一件」について詳しく見ていきましょう。

元一日にゆかりの十月二十六日、朝から教祖の御機嫌も麗わしく、参詣人も多く集まって、棟上げも夕方までには滞りなく済み、干物の鮓一尾宛に御神酒一、二升という、簡素ではあるが、心から陽気なお祝いも終わった。山中忠七が、棟上げのお祝いに、明日は皆さんを自宅へ招待さして頂きたい。と、教祖に申上げると、教祖は快く許された。  
／ 翌二十七日朝、一同が、これから大豆越村へやらせて頂きます。と、申し上げた処、教祖は、／「行ってもよろし。行く道すがら神前を通る時には、拝をするように。」／と、仰せられた。そこで、人々は、勇みに勇んで大豆越村へ向って出発した。秀司、飯降伊蔵、山中忠七、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、彌三郎、兵四郎、安女、倉女、彌之助の人々であった。／ 山口村、乙木村を左に見て進むと、間もなく行く手に、佐保庄、三昧田の村々が見える。尚も南へ進み、やがて大和神社の前へ差しかゝると、誰言うともなく、教祖が、神社の前を通る時は拝をして通れ、と仰せになった。拝をしよう。と、言い出した。そこで携えて居た太鼓を、社前にあった四尺ばかりの石の上に置いて、拍子木、太鼓などの鳴物を力一杯打ち鳴らしながら、／ 「なむ天理王命、なむ天理王命。」／と、繰り返し／ 声高らかに唱えつづけた。／ これを耳にした神職達が、急いで社前へ出て見るとこの有様なので、早速、中止を命じると共に、太鼓を没収した。／ この日は、大和一国の神職取締り、守屋筑前守が、京都から戻って一週間の祈禱をして居る最中であつた。(註一) 由緒深い大和神社の社前で、卑属な鳴物を用い、聞いた事もない神名を高唱するとは怪しからん。お前達は一人も戻る事は相成らん。取調べの済む迄留めて置く。と、言い渡した。段々と取調べの上、祈禱の妨げをした。とて、三日の間、留め置かれたので、中には内心恐れをなす者も出て来た。(『稿本天理教教祖伝』P55～57)

「大和神社の一件」初出資料、  
中山新治郎作「教祖様御伝」

『稿本教祖様御伝』(俗に「カタカナ本」)中  
山新治郎.表紙に「明治31年7月3日」と書  
かれている。

(『復元33号』P44)

天理教文献で「大和神社の一件」が出て来る最初のもは明治31年7月3日の「カタカナ本」で  
す。大和神社の神主を守屋筑前とするなど違っているところもありますが、大まかな「一件」の内  
容が分かります。ここには大和神社前で踊りをしろと指示したのは誰かということが書かれてま  
せん。

慶応元丑年（教祖六十八歳ノ御時）、（元治ニテアラザルヤ。） 八月十九日、豆越村、  
山中忠七方エ御出デ遊サル。勤場所新築ノ目論見アリタリ。九月十三日、ヨリちよんの始  
メニ掛り、十月二十六日上棟出来セリ。此普請ハ三十年見込ミトノ咄シ。同年十一月中旬  
頃、勤場所新築落成歡ビトシテ、太鼓等ヲ持チ、大和神社ニ至リ、鳥居前ニテ踊リナセリ。  
山中忠七等ハ當時行キシ人。  
此時大和神社ノ神主ハ守屋筑前守ナリ。踊リシ人々ラ社務所エ呼取り尋問セシ事アリ。  
(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日)  
(『復元32号』P326)

教祖様御伝  
慶應元丑年八月十九日豆越村山中忠七方エ  
御出テ遊サル勤場所新築ノ目論見アリタリ  
九月十三日ヨリちよんの始メニ掛り十月二十六日上  
棟出来セリ此普請ハ三十年見込ミトノ咄シ  
同年十一月中旬頃勤場所新築落成歡ビトシテ  
太鼓等ヲ持チ大和神社ニ至リ鳥居前ニテ踊リ  
ナセリ山中忠七等ハ當時行キシ人  
此大和神社ノ神主ハ守屋筑前守ナリ踊リシ人々  
社務所エ呼取り尋問セシ事アリ

「拝して通れ」と言ったのは山中忠七か、教祖か

「カタカナ本」が書かれた明治31年7月の翌8月、大和神社の神前で拝をした一行の一員であった飯降伊蔵(本席)の口述筆記である「おさしづ」に、「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」とあります。伊蔵は誰の指示で始まったかが分からない「カタカナ本」に対して、忠七の指示であることを明確にしました。ところが明治32年に書かれた「翁より聞きし咄」には、「教祖ニ伺エハ、…、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ」とあって、同じ伊蔵が教祖に言われたと述べています。

それじゃ棟上げせい棟上げせい。これが始まり。棟上げしたらどんな道が付いて来るで。神が言い聞かし、どんな事も思わず道を通り棟上げした。これでよい／＼。神が入り込んで居るから、按配よう成って来るで。これは**大豆越忠七、大工に道で言い付けて、人数神殿の前を通れば、拝して通れ**。これで結構や。なむ天理王命／＼唱え、太鼓叩いてつとめをし、他に居て一人の家守に事が成らず、門を閉めて了い、何構わん。皆入れ／＼。三日留め置かれ、万々所の役人に掛け合うて知らし、どうなつと詫して、それより道の順序、廃つて了うた。その暮になって往なずと、存命の者尋ねば分かる。混り／＼、人間心を変えて曖昧とな。もう道の知らん事はどうもならん。(『おさしづ』明治31年8月26日夜 刻限)

九月十三日、ちよんの始メ。／十月 日、上棟シ瓦唐葺ニス。  
**此トキ山中翁ノ招キニヨリ、豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ、行キテモ宜シ、道スガラ神前ヲ通レバ、拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ。**大和神社前ヲ過グルトキ、神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ、南無天理王命ト申シテ踊レリ。然ル処エ、神主一人出テ来リ、太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持チ行ケリ。而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ。夫／＼人名ヲ取調ラベ、サシ紙ヲ処／＼エ差出ダセリ。其トキノ人名ハ秀司君、飯降翁、山中翁、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、弥三郎、兵四郎、倉、安、弥之助、等ナリ。大和社務所ニテ三日留メ置カル。(「翁より聞きし咄」『確かな教理理解のために』P200. 青年会. 1995)

「翁より聞きし咄」

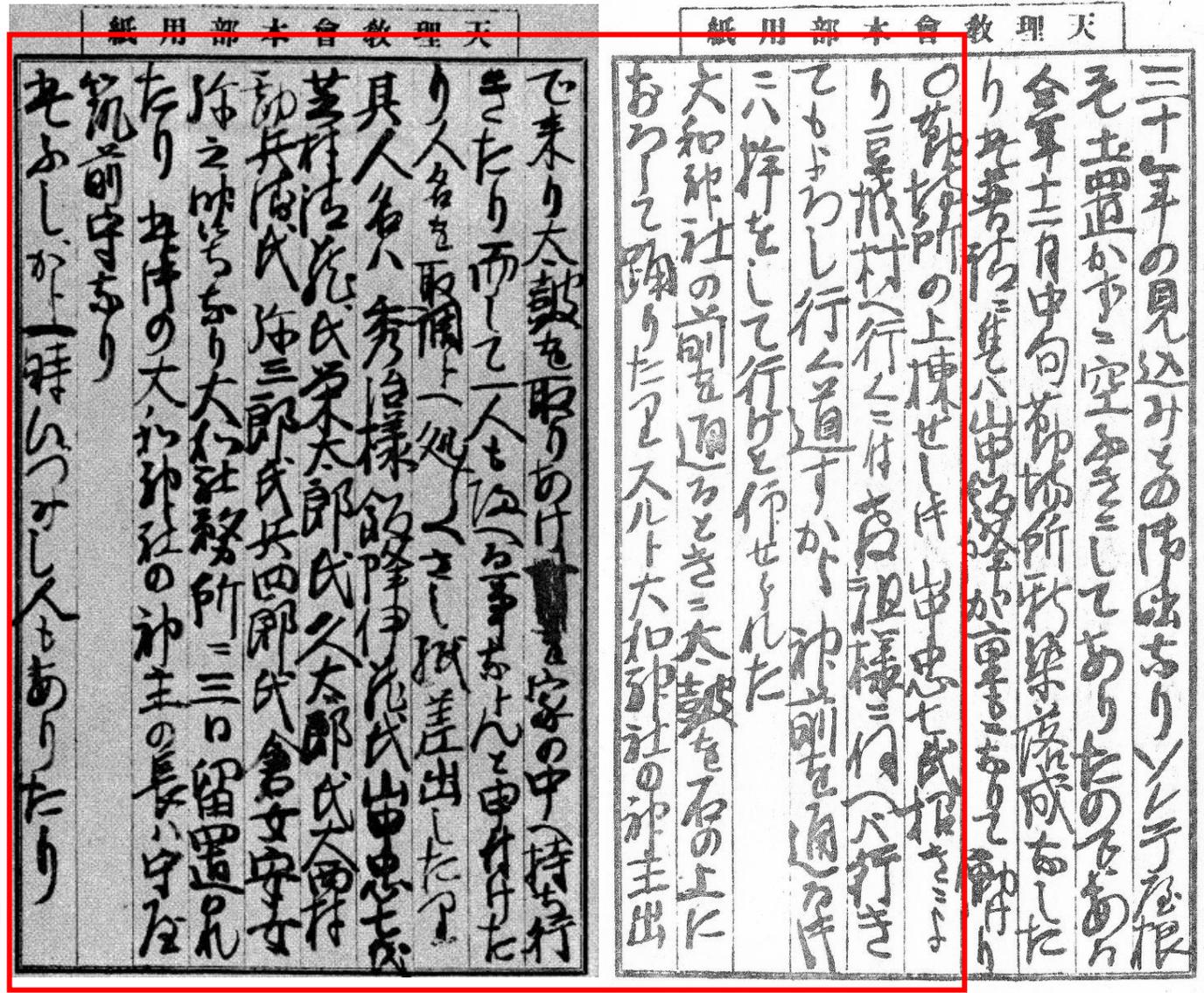
九月十三日 ちよん始メ  
十月 日 上棟シ瓦唐葺ニス  
此トキ山中翁ノ招キニヨリ豆越エ行クコトヲ教祖ニ伺エハ行キテモ宜シ道スガラ神前ヲ通レバ拝ヲシテ行ケト申付ケ玉フ大和神社前ヲ過グルトキ神社前ノ四尺程ノ石ノ上ニ太鼓ヲ載セ南無天理王命ト申シテ踊レリ然ル処神主一人出テ来リ太鼓ヲ取リアゲテ家ノ中エ持チ行ケリ而シテ一人モ帰ルコトナラヌト申付ケリ夫／＼人名ヲ取調ラベサシ紙ヲ処／＼エ差出ダセリ其トキノ人名ハ秀司君飯降翁山中翁芝村清蔵栄太郎久太郎大西村勘兵衛弥三郎兵四郎倉安弥之助等ナリ大和社務所ニテ三日留メ置カル

「翁より聞きし咄」の内容を踏襲する「ひらがな本」

『教祖様御伝』(俗に「ひらがな本」)中山新治郎.明治40年頃の作とされる。

明治40年の「ひらがな本」はほぼ「翁より聞きし咄」の内容通りです。

勤場所の上棟せしとき山中忠七氏招きにより豆越村へ行くに付教祖様に伺へバ行きてもよろし行く道すから神前を通るときにハ拜をして行けと仰せられた / 大和神社の前を通るときニ太鼓を石の上におろして踊りた○スルト大和神社の神主出で来り太鼓を取りあげ家の中へ持ち行きたり而して一人も返へる事ならんと申付けたり人名を取調○処○さし紙差出した○其人名ハ秀治様飯降伊蔵氏山中忠七氏芝村清蔵氏栄太郎氏久太郎氏大西村勘兵衛氏彌三郎氏兵四郎氏倉女安女彌之助○○なり大和社務所ニ三日留置置かれたり○ときの大和神社の神主の長ハ守屋筑前守なり / ○ふしから一時ひづみし人もありたり



「翁より聞きし咄」について

父様の手記を整理してみると、「翁より聞きし咄」と題した半紙型十一枚の一綴りが見つかりました。「今ヨリ三十五年前云々」とある点より推して、明治三十二年の聞き書きらしい色々な事が毛筆で刻明に記されています。翁の入信の事から勤場所の普請の件、その他の事柄について思ひ出されしまゝに聞き書きされたものらしい。 / 史実としての当不当を論ずるのではなく、此の聞き書きにしたがってその頃の様子を偲んでみませう。皆さんの熟知してある事柄ではありますが。（『ひとことはなし』P34. 中山正善. 1936）

## 「翁より聞きし咄」の全文翻刻版を載せたのは『研究ノート』の批判本

「翁より聞きし咄」は、下の引用部分がほぼ1ページ分で、全8ページ、そのうち、伊蔵の入信から慶応2年ごろまでの話が7ページほどを占めています。『稿本教祖伝』「第四章つとめ場所」はほぼこの「翁より…」の内容をなぞっているといっても過言ではありません。これは『ひとことはなし』の中で紹介され、昭和38年に史料集成部から写真版が出ています。その後、1987年に青年会が出した「あらかとうりょう149号—『中山みき研究ノート』批判」に冒頭部分の写真版と「『翁より聞きし咄』の一考察」(松谷武一)が掲載されます。さらに「あらか…149号」を単行本化した『確かな教理理解のために』に翻刻された全文が載せられています。研究ノート批判の文書にこれを載せたのは、『研究ノート』が大和神社の一件＝慶応元年説を採っていて、これの反論資料に用いたのです。おもしろいのは、「翁より…」は教祖が指示したことになっていて、『研究ノート』は「飯降伊蔵は山中忠七が命じたのだ、と言っている」と「おさしづ」を論拠に主張しているのに、ここを問題にしていないことです。『稿本』には教祖が「拝をするように」と指示したことになっていて、これは「ひらがな本」そして「翁より…」にさかのぼれます。「翁より…」は戦前に二代真柱によって紹介されたただけなのに、八島氏の説を否定するために全文を載せたため、だれが指示をしたかという非常に重要な問題を表に出してしまったような気がします。

## 勤め場所普請の始まりから材料の注文迄が書かれた部分

ヲイノ待テイタノト教祖様ニ神掛リアリタトノ事(こと)。夫迄ニ大工ガ出テクルノト御咄アリタルヲアリトノ事。何ニモ上ゲルモノナキニ依リ、御社ヲ拵エ上ゲルヲ伺エバ如何ニ、ト伺エバ、神ノ日エルニハ、社ハ  
イラス、一坪四方ノ者建テカケテ呉レト仰セ玉エリ。秀司様、一坪四方ノ者、何処ニ建テルト申サレタリ。教祖ニ神カヽル神様ノ仰ニハ、一坪四方ノ者建テルノヤデ、一坪四方ノモノ建家デハナヒト仰セ玉フ。米倉綿倉ヲ取テ仕舞ヒ、其処エ建テヨト仰セ玉フ。神様ニハ是カラ咄シカケタラ出来迄咄シスルデト仰セ玉フ。ノ其時分ニ、二十六日ニハ人ノ三十人モ米来升カラ、一寸シタ者デモ立テハドウテシヨト翁云ハレバ、秀司君ニモ私モソウ思テイルト仰セラル。山中翁モ来合セラレタリ。ノ其時分ニハ、教祖様ト小寒様トニ互ヒ違ヒニ神カヽリアリテ御咄シアリ升た。小寒様ニ御咄シアリシニ、心配スルニ及バヌ、神ガサセテ見セルト仰セラル。ノ八月二十六日、参詣人戻リシアトニテ、残りテ居ルモノ持寄ラレシ処、金五円丈ケ集マレリ。其金ヲ手付トシテ飯降翁ハ坂ノ大新ト云フ材木屋エ行キ、材木ヲ注文ス。小路村ノ儀兵衛ト云フ人ハ、守目堂ノ瓦屋エ行キテ、瓦ヲ注文ス。(「翁より聞きし咄」『確かな教理理解のために』P200.天理教青年会.1995)

飯降翁ノ話  
元治元年即チ三十五年 前五月 浪里女半一産 石改サル産  
後モツレニ依リ 近辺ノ医師ニ掛リ 種々チ尺モモ其  
効ナク 困リテ 河内富田村ニ産ニ 妙ヲ得テ ル者アルト

『あらかとうりょう』  
149号冒頭グラビア  
1987.天理教青年会

八島氏は「大和神社の一件」は慶応元年に起きたと主張していて、その根拠として下の文を書いています。通説は元治元年説なのですが、ここで、大工は建前の翌日に朝から酒を飲みに出かけたりしない、とか、神職のこの時期に1週間のおこもりはあり得ないという話は、逆に建前の翌日に無理にこの一件を起こさなければならない理由にもなるのではないかと思います。

そこでまず日時ということから決めてみようと思ったのです。／ まず元治か慶応か—これはもちろん元治元年がつとめ場所の普請なのです。／ それではこの十月二十七日というのをもう一度検討してみようということで、これは同時に二十六日説も否定することになると思うのですが、まず大工さんの都合というものを聞いてみました。／ いろいろな大工さんに聞いてみますと、これは秋と言っても冬に近い秋ですが、秋の建て前をいたしまして、建て前が済んで屋根つけるまでは、人の手を借りてでもどんどん工事を進めないと、一風吹いたら元も子もなくなってしまふ、だから建て前の翌日に棟梁までがその場をはずして只酒飲み現場を離れるというようなことは考えられない、これが大工さんの仕事上の常識なのです。／ それからもう一つ、神職の証言というのがあるのです。大和神社の神職さんにこれを聞きました。そして市磯相模守様宛の正式の詫び状と言え、大和神社にとっては自分の所へ出された詫び状ですから、その文書と見比べて言うのには、この十月二十六日もしくは二十七日という説は、これはあり得ませんと言うのです。／ というのは、／ 「昔から大和神社の大祭は十月二十三日で、非常に盛大なお祭りなのです。そういう状況なのに、外から入ってきた守屋筑前守が一週間のおこもりをしているところへ、かぐらをあげるという事件が起こったということとはあり得ないことです」／ こういう言い方をしているのです。

明治七年の大和神社事件でも、稿本教祖伝では「陰暦十月のある日」と書いてあるのですが、おふでさきでは、／ けふの日ハなにがみへるやないけれど 八月をみよみなみへるでな 五-56 / みへるのもなにの事やらしれまいな 高い山からをふくはんのみち 五-57 / と書かれていまして、ここでは陰暦の八月となっているのです。

これはどちらが本当だろうか、それに関連するものがあるのじゃないでしょうかと守屋神社（※ここは大和神社？）の古文書を調べてもらったところ、全然記録としてはないわけです。／ そしてそのとき言われたのでは、／ 「十月は大和の神職は皆それぞれの神社の大祭で忙しいので、交流や神職の集合ということもむずかしい、だから皆が集まったところへ問答をしかけてきたとかいうことは考えられないから、おふでさきの八月が正しいでしょう」／ ということだったのです。／ それをそのまま頂きますと、この大和神社の祭礼にかかるような十月に、京都からやってきて一週間のおこもりをし、そこで十月二十六日か二十七日にかぐらをあげてトラブルがあったというようなことは考えられないし、この公文書の翌年十一月十一日のほうがかやはり信頼できる日付でしょう、こういう言い方になっているのです。／ 何しろ古い文書には普請中に大和神社事件があったとは出ていないということが問題なのです。本席様のいる間、明治三十年代までの文書には、この十月二十六日もしくは二十七日に大和神社の事件が起こったということとは出ていないということです。

それでこれは本席様が亡くなったあと誰かが言ったことではないかと推定いたしまして、私は大和神社事件の期日は慶応元年十一月十一日に詫び状が出た直前の出来事と思っているわけです。（『ほんあづま198号』P19. 1985）

## 忠七宅へ向かった人々

秀司、飯降伊蔵、山中忠七、芝村清蔵、栄太郎、久太郎、大西村勘兵衛、彌三郎、兵四郎、安女、倉女、彌之助の人々（『稿本教祖伝』P56）

『研究ノート』は大和神社事件は慶応元年に起きたという説を主張しています。その根拠は明治31年の中山新治郎作「カタカナ本」に「慶応」とあることですが、これを採用するとつとめ場所ふしん自体が元治元年ではなくなってしまいます。もう一つ慶応元年説の根拠とするのが没収された鳴り物を返してもらう時の請書です。この日付が慶応元年なのです。しかし、明治31年8月26日のおさしづには「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」という言葉の前に「上棟」という文字もあって上棟があった直ぐ後という印象を受けます。

この事件の時、忠七宅へ向かう一行は「鳴り物」を持っていました。なぜ持っていたのでしょうか。芝村の信者の子孫に伝わる話（かなりあやふやな情報ですが）では上棟に際し鳴り物が不足しているからという理由で持参することになった、中山家で一泊しての帰りに事件は起きたわけですから、持参していた鳴り物も一緒に持ち帰っていたわけです。とすると上棟の翌日に事件が起きたことは否定できない事実のようです。鳴り物を持って行き、持ち帰るときにこの一件が起きたというのは、かなり作為的なものを感じます。

この同行者の中に山沢良治郎は入っていません。「良治郎は都合で参拝していない。それに代わって二男為造（※1858生.元治元年数え7歳）が弟音吉を背負い、手に重箱をもって新泉から参拝している」と『天理教事典』にあります。7歳の子が弟を背負い、重箱をもって参拝するというのは不自然な気がします。もし、良治郎が行っていればこの一行に加わるはずで、大和神社に居る従兄弟の守屋筑前と顔を合わせることで、これでは事件にならないから、子供をやったのではないかと思われまます。

また『山中忠七伝』では、忠七は翌日の招待を教祖が了解されたので、その準備のために上棟の日に帰宅したと書かれています。忠七の妻は良治郎同様筑前の従兄弟で、山中家が近在に知られた富農であれば、良治郎と同じ理由で一行の中にいたのでは具合が悪い。そう考えれば帰宅説の方が正しいか。ただそうすると、「大豆越忠七、大工に道で言い付けて」という「おさしづ」の話が成り立たなくなる…。



## 『山中忠七伝』では一行に忠七は入っていない

やがて元治元年十月二十六日、元一日にゆかりのある御命日は、つとめ場所の棟上げでありました。朝から教祖の御機嫌も麗わしく、参詣人も多く集まった中に、思いがけなく十三人という多勢の手伝人があったので、仕事は大いにはかどって、勇ましい掛声や賑やかな唱声のうちに、その日の夕方近くには、三間半に六間の建物の棟上げが出来たのであります。この棟上げの当日、普通であれば親類や手伝人などに大層な御馳走をしてよばねばならないのでありますが、その日は干物の鯪（かます）一匹ずつに御神酒一・二升というような粗末な祝い酒だけでした。しかし余程嬉しかったのでしょう、飯降伊蔵様が「おしやかさまでもばくちにまけて」と上の句を歌われると、それに続けて翁が「おつきようか（四月八日）にまるはだか」と続けて、これを何回もくり返し、初めから終りまで歌い続けていたということでもあります。／ 普請の世話方として翁は、これだけでは申訳ない気持から、祝いかたがた手伝人の労をねぎらう為に、山中の宅で一献差し上げる積りで、教祖に「明二十七日、棟上の祝い休みに手伝人の方を大豆越へ招待させて頂きたい。」とお願い申し上げると、教祖はその志をお喜び下さされて快くお許し頂いたので、その夜翁は御馳走の仕度の為め帰宅しました。

大和神社の節 翌十月二十七日朝、秀司先生、飯降伊蔵様をはじめ十二名の者が、これから大豆越村へやらせて頂きます、と申し上げた処が、教祖は、／ 「行ってもよろし、行く道すがら神前を通る時には拝するように。」と仰せられたのであります。そこで勇んで出発した一行は、途中、大和神社の前に差しかかると、誰言うことなく、拝をしようということになり、太鼓まで打ち鳴らして、「なむ天理王命、なむ天理王命。」／と繰り返しくおつとめされたのであります。すると生憎この日は、大和一国の神社取締り、守屋筑前守が、京都から戻って一週間の祈禱をしている最中で、多勢の神職も集まっている時であったので、このおつとめを耳にした神職達が多勢出て来て、神域を穢がした、と罵り叱りつけて、一行の者を悉く鳥居前の「城与」という家に拘留したのであります。／ ところが大豆越村の方では、こんな事があるとは露知らず、お客様の御出が余りに遅いというので、息子の彦七さんがお迎えに来てみると、斯の有様でどうする事も出来ず、人々の顔は青ざめて一人として生気はなかったのであります。そこでよう／＼の事に、庄屋敷へも連絡し、山沢良助さんからも守屋筑前守（おその、良助さんと従兄弟の間柄）に掛け合うて、平謝りに謝って許してもらったのであります。この間一行の人々は三日間留め置かれたのであります。（『山中忠七伝』P34. 1965）

この棟上げの当日普通であれば親類や手伝人などに大層な御馳走をして招（よ）ばねばならんのであつたが、その日は鯪（かます）一匹宛（づゝ）に御神酒一二升というような粗末な祝い酒のみであった。勿論忠七翁は勤め場所の棟上げ祝ひ旁々（かたがた）手伝人の労を慰（なぐさ）める為に、御酒を大豆越の住宅に於て一献差し上げる積りで、教祖に「明廿七日、棟上の祝い休みに十二人の手伝ひ人を大豆越へ招待したいとお願い致されました。すると御教祖は忠七翁の志を非常にお喜び下されましたのでその夜忠七翁は御馳走の仕度の為め帰宅された。／ 翌十月廿七日朝、十二名の者が忠七翁の宅に行きますると御教祖に申し上げますと御教祖は「大豆越へ行くのならこの太鼓を持っていけ行つて大和神社の前で御勤めをせよ」と仰せられたのであります。それで十二名の方々が打揃ふて大和神社の境内の前で太鼓を打ち鳴らして南無天輪王命と称へて、踊られたのであります。すると丁度その時大和国の神官達が當神社に集会を催して居た時であったので神官が多勢出て来て、口々に罵り「貴様達は神前で馬鹿踊りをしてお宮を穢がしやがつた」云ふて大変に叱り飛ばされた末に十二名の者は悉く鳥居前の「城與」という家の中で拘留に処したのであります。／ 所が大豆越村の方ではこんな事があるとは露知らず、御お客様の御出でが余りに遅いと云ふので、翁の息子彦七さんがお迎えに来て見ると、斯した様であつてどうする事も出来ない、人々の顔は青ざめて一人として生気はなかったのであります。／ そこでやう／＼の事に、守屋神社の神官守屋筑前（この人はおそのさんや山澤良助さんなどと従兄弟であつたところより）さんに兎も角も願ひして許して頂くことになったがそれでも三日二夜の間拘留に処せられたのであります。（『山中忠七翁』P63. 1923. 三才社）

一行の人々が拘留された場所を「翁より・・・」と「ひらがな本」は社務所としていて、『忠七伝』は「鳥居前の『城与』という家」としています。社務所に10人以上の人を三日間も拘留するのは普通は考えられないように思います。とすれば「城与」の方が正しいか。「城与」は旅館か料理屋のようなものだったのでしょうか。『稿本』はどこに留置されたかを記していません。

釈放運動はあまり熱心には行われていないようです。『研究ノート』は「秀司は大体こうなることを知っていたのではないか」と書いていますが、良治郎も忠七も筑前も事前にこうなることを予想し、拘留場所も期間も決めていたのではないのでしょうか。「一寸ふしあった。皆退いて了」(おさしづ)う長さは三日程度で十分ということです。

この事件は、忽ち伝わって、庄屋敷村へも、大豆越村へも、又、近村の信者達へも聞えた。お屋敷では、こかんを始め残って居た人々は、早速家々へ通知するやら、庄屋敷村や櫛本村の知人や、村役人に連絡して、釈放方を依頼するやら、百方手をつくし、**新泉村の山沢良治郎**からも、筑前守に掛け合うた。

又、櫛本村から庄屋の代理として岸甚七が来て掛け合うてくれたが、謝るより外に道がない。とて、平謝りに謝って貰った処、悪いと言うて謝るならば、容してもやるが、以後は決してこういうところは寄ってはならぬ。との事で、今後決して致しませぬ。と、請書をかいて、漸く放免して貰うた。(『稿本教祖伝』P58)

「山中忠七は共に行きし人なり」と、初代真柱は『稿本教祖様御伝』に書いていますが、山中忠七は土地の人であり、守屋神社の神主である守屋筑前守の従姉妹を妻にしています。山沢良治郎は新泉村の人で、大和神社の信徒総代でもあり、忠七の妻の弟という親戚同士なのです。／ 守屋筑前守がそれを咎めてみた時、自分の従姉妹の旦那がそこにいたなら、普通は「まあまあ、困るじゃないか。早く行ってくれよ」ということで終わりになるはずなのです。ところが、大和神社の神主が文句を言わないのに、守屋筑前守が咎めて、皆捕えられた、ということなのです。秀司もここで捕えられたのですが、奇怪なことに秀司は前川家に釈放方を依頼していません。前川家もこの神社を維持する三昧田村の有力者で、庄屋なのです。当然、釈放運動をしてもらうべき人なのに、動かないのです。さらに、忠七は一緒に行ったにもかかわらず、捕まっています。捕まった十一人は大豆越村の近くの人が多いのです。しかし、誰も釈放運動に動きません。どうもこれは頼まなかったようです。

釈放運動をしたのは、伊蔵の知らせを受けた櫛本の庄屋の代理、岸甚七で、これは謝るより道がないと、散々謝ってくれたのでした。秀司は大体こうなることを知っていたのではないかと思われませんが、伊蔵にしてみればびっくり仰天のことだったでしょう。(『中山みき研究ノート』P133)

## 慶応元年、大和神社に秀司、飯降らが、拘留された際、没収された道具を返してもらうための文書

『稿本天理教教祖伝』では、勤め場所ふしんの棟上げの翌日、元治元(1864)年10月27日に起こったとされている大和神社の一件に関する日付の入った史料は、ここに示す没収された鳴り物の道具を返してもらうための請書のみです。これには慶応元(1865)年11月11日となっています。『稿本』の記載通りに事件が起きたとすれば、その1年後に押収物がやっと返してもらえたことになった時の書類ということになります。『研究ノート』はこの史料を根拠に慶応元年説を主張しています。

これはまったくの推測ですが、上棟の翌日に没収された鳴り物は、大和神社の社務所に保管された、拘留された人々は三日の後に釈放されたが、鳴り物の方は忘れ去られ、1年後に大和神社の方でこれは何だということになって、この請書が提出されたということでしょうか。大和神社あての文書が中山家にあったというのも何か変な気もしますが。

御請書 / 一、太鼓 壹 一、鈴 壹 一、拍子木 七丁 一、手拍子 壹 一、すず 壹  
右之品、御取上ケニ相成候処、格別之以御勘辨ヲ御用捨被成下候段、重々難有仕合奉存候、仍而ハ已末前頭鳴物ノ品々ヲ以天龍王命様と申唱へ、馬鹿踊と称し、家業疎ニ致し候様成儀決而仕間敷、勿論私家内天龍王命様ト名付神ヲ祭り人々参詣為致候儀モ奉恐入、是又急度御糺しも可有之處何分百姓之身分故、百姓家業専一二相厭余業毛頭仕間敷数候、萬一、向後心得違仕僕ハ、如何躰之儀被仰下候共、其時一言之申分無御座候、仍而御請書差上申候如件。

山邊郡庄屋敷村 百姓 善 右 衛 門 (※中山みきの息子、秀司)

慶応元巳年十一月十一日 / 市磯相模守様(※大和神社神主) (天理教管長家、古文書) 【『復元32号』P326】

これらの一連のことはどう考えてみても、偶然だとは思えないのです。記録では慶応元年十一月十一日となっています。また、おさしづでも「大豆越忠七大工に道で言い付けて……」となっています。それにもかかわらず本席飯降伊蔵が亡くなった後の文書では、ほとんどが棟上げの翌日か当日、あるいは普請中にこの事件が起こったとして、熱心な人が脱落してしまったからお金が寄らず借金が出来て困った、という話になっているのです。これでは作為が余りにもはっきりしすぎます。/ この結果、守屋筑前守にこかんの営業許可の免許証が取り上げられ、こかんは「いかなんたらよかったのに」という言葉を出したと伝えられています。それから二年後の慶応三年に、守屋筑前守の斡旋で秀司が改めて京都の神祇管領の免許を取っています。ついに営業権が秀司に移って行くのです。/ したがって、大和神社の事件は、まいり場所の名義・営業権がこかんから秀司に変わる大きな出来事であった、ということが出来ます。/ この事件の後、伊蔵は怒って櫛本に帰り、夜しか教祖のもとに来なくなったのでした。そして、山中忠七も、やはりお屋敷に来にくくなって、ちょっと足が遠のいているのです。この時期には、これがどういう意味をもっていた事件なのかは、皆は分かっていたのではないかと思います。(『中山みき研究ノート』P134)

## 「一寸ふしあった。皆退いて了た」-「大和神社の一件」の目的

「大和神社の一件」の資料を読んでいくとそこに作為的なものを感じるのですが、ではなぜこのような事件を起こしたのかが問題になります。「おさしづ」には「一寸ふしあった。皆退いて了た」と、つとめ場所(仮家)普請について述べたところにあります。また、『稿本』にもこの一件で信者の足が遠のいたというようなことが書かれています。その結果として、その年の年末に伊蔵は「材木屋と瓦屋へ断りに行き、お聞きでもありましようが、あの大和神社の一件で費用もかさみましたし、今直ぐ払う事は出来なくなりましたので、暫く待って下さい。決して損は掛けませんから。と、頼んだ。」と『稿本』にあります。ポイントはこの一件でお金が寄らなくなり普請の支払いが出来なくなったことの原因になっていることです。

なか／＼これ三十八年以前、九月より取り掛かり、十分一つ道よう／＼仮家々々、仮家は大層であった。一寸ふしあった。皆退いて了た。（おさしづ明治34年5月25日）

まだ日の浅い信者の中には、このふしから、不安を感じて落伍する者も出て、そのため、折角出来かゝって居た講社も、一時はぱったりと止まった。（『稿本教祖伝』P58）

十二月二十六日、納めのつとめを済まして、飯降伊蔵が櫛本村へ戻る時、秀司は、お前が去んで了うと、後は何うする事もできん。と、言うた処、伊蔵は、直ぐ又引返して来ますから。と、答えた。秀司が、お前長らく居てくれたから、戻っても何もないやろ。こゝに肥米三斗あるから、これを持って去に。と、言うた。伊蔵はその中一斗を貰うて、櫛本村へ着くと、家主から家賃の催促があったので、早速、その米を家賃に納れ、更に、梶本惣治郎から、百五十目借りて一時をしのいだ。翌二十七日、お屋敷へ帰って来て、直ぐ材木屋と瓦屋へ断りに行き、お聞きでもありましようが、あの大和神社の一件で費用もかさみましたし、今直ぐ払う事は出来なくなりましたので、暫く待って下さい。決して損は掛けませんから。と、頼んだ。そこは、親神の守護と平生からの信用で、両方とも快く承知してくれた。この旨を、秀司とこかんに報告した処、二人とも安堵して、今は、三町余りの田地が、年切質に入れてあって儘にならぬが、近い中に返って来る。そしたら、田地の一、二段も売れば始末のつく事である。決して心配はかけぬ。と、慰めた。（『稿本教祖伝』P60）

この事件の後、伊蔵は怒って櫛本に帰り、夜しか教祖のもとに来なくなったのでした。そして、山中忠七も、やはりお屋敷に来にくくなって、ちょっと足が遠のいているのです。この時期には、これがどういう意味をもっていた事件なのかは、皆は分かっていたのではないかと思います。（『中山みき研究ノート』P136. 八島英雄. 1987）

## 普請のはなしが出た時点で、数十両のお金が集まった—このお金はどこへ行ったのか

ところで一件が起こる前の寄付として、『稿本』には「金五両あった」と書かれていますが、他のいくつかの資料では数十両から60両まで集まったとあります。実際にははるかに多額のお金が集まっていたと考えられます。このお金はどこに行ったのでしょうか。

特に熱心な者が普請の寄付金を持ち寄った処、**金五両あった**。早速、これを手付けとして、飯降伊蔵は阪の大新へ材木の注文に、小路村の儀兵衛は守目堂村の瓦屋へ瓦の注文に行った。（『稿本教祖伝』P55）

「米倉と綿倉を取払ふて、そこへ建てよ」とのお指図でありましたので、このお指図に基き門弟の人々は相談の上、早速神意を奉じて勤場所を建設する事を定め、皆々応分のひのきしんをさせて頂く事になりましたが、その金額は**総計数十両**、これを本教の現状に比べて見ると転（うた）た隔世の感に堪へないものがありますが、然（しか）し当時に在つては正に大金であつたに相違ありません。否或は予想外の寄付高であつたかもしれません。そこで兎にも角にもこの金額を土台として材木等を買ひ集め、愈々（いよいよ）工事に着手して見ましたが、予定外に費用が嵩み、滝本の大新といふ材木屋、守目堂の福井といふ瓦屋に多少の掛が出来たのであります。そこでその支払の断（ことわり）御本席自らが小寒様の内意を受けて出掛けられたこともあつたといふ事であります。（『教会発達史』小野靖彦.P4. 大正8(1919)）

尋ね来る者漸次日を追て盛になり、果ては近郷近在の甲乙（たれかれ）も信仰するようになり、神様の勤行（つとめ）、御道の説教を為すに、家屋の狭隘（きょうあい）を感じればとて、遠近の信徒集まり来て、売残りの二戸の土蔵を潰して、其迹に形ばかりの勤行場所と云を設けたり、土岐は維（これ）明治七年の三月にして、普請に就て最も尽力せられしは、飯降伊蔵先生、即ち現に御本席様とて御本部に於て神代（かみのだい）を勤られ、衆人渴仰の中心と成り給ふ、御方と、仲田儀三郎、古人の和歌の市兵衛、辻忠作、其他の門弟三十人計（ばかり）の人人が、壹両貳両の金員を喜捨して**合計六十両余**の建築費用にて落成を告げ今も猶勤行（つとめ）場所は残り居れり、（『天理教御教祖御実伝』晚翠. 明治36(1903)）

口、斯くなると、飯降氏一人の力では出来かねるので此の御指図に基き、熱心な信者の人々に、相談して、早速寄附帳を作って、夫々応分の力を寄せられることになった。集った金額は、**約三十両あった**とのこと。／ 此の他に飯降氏は、大工仕事一切を無賃で請負はれ、西田氏は畳八枚、中田氏は畳六枚、辻氏は瓦、山中氏は金銭引受けといふことになって、準備を進められた。（昭和七年十月十二日、第十一回集成部會議）（『復元32号』P313）

## 慶応3年、秀司名義の吉田神祇管領裁許状取得

話は飛びますが、慶応3年7月に秀司は山沢良治郎、守屋筑前同道で京都へ行き、秀司名義の吉田神祇管領裁許状を取得しています。これに先立ち藤堂藩の古市代官所(正式には奉行所)で添書を得ています。『稿本』は「領主の添書を得て」とサラッと書いていますが、金光教の例から見て、百両ないしそれに近い寄付を必要としたと思われます。この費用はどこから出たのでしょうか。

当時庄屋敷村は、藤堂藩に属し、大和国にある同藩の所領を管轄する役所は、古市代官所と言って奈良の南郊にあった。この古市代官所では、小泉不動院の訴えもあり、守屋筑前守の紹介もあり、その後も庄屋敷村の生神様の風評は次第に喧しくなってきたので、慶応二年の頃、呼び出して事情を聴いた。

お屋敷からの一行は、宿にあてられた会所に二、三日宿泊された。代官所では段々と実情を聴取したが、不都合の廉は少しもない。たゞ公許を受けて居ない点だけが、問題として残った。そこで、話合いの上、吉田神祇官領へ願い出る事となった。先ず、慶応三年六月、添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て、秀司は、山沢良治郎を共に、守屋筑前守も同道して京都へ上り、吉田神祇官領に出願し、七日間かゝって、慶応三年七月二十三日付けで、その認可を得た。(註一) (『稿本教祖伝』 P96)

## 取得活動はいつから始まったか

『稿本』は、慶応2年秋に、小泉不動院の山伏がお屋敷に来て暴れ、古市代官所に訴え出たことが取得の発端のような書き方をしています。これの根拠となる資料は、すでに紹介した「翁より聞きし咄」です。

慶応二年秋の或る日、お屋敷へ小泉不動院の山伏達がやって来た。教祖にお目に掛かるや否や、次々と難問を放ったが、教祖はこれに対して、一々鮮やかに教え諭された。山伏達は、尚も悪口雑言を吐きつゞけたが、教祖は、泰然自若として些かも動ぜられない。遂に、山伏達は、問答無用とばかりに刀を抜き放って、神前に進み、置いてあった太鼓を二箇まで引き裂き、更に、提灯を切り落とし、障子を切り破るなど、散々に暴れたその足で、南西へ二里、大豆越村の山中忠七宅へ乗り込んで、御幣を抜き、制止した忠七の頭をたゞき、踵をかえして北へ向かい、古市代官所へ訴えて出た。かくて、古市代官所としても、庄屋敷の生神様を注視する成行きとなった。 (『稿本教祖伝』 P67)

## 山伏の不可思議な動き

慶応2年秋に山伏がやって来て暴れます。山伏はさらにその足で忠七宅へ行き、御幣で頭を叩いて、来た道に戻る形で古市代官所へ行き、お屋敷の実状(無許可で宗教活動をしているという事)を訴えたわけです。ここから秀司名義の裁許状取得活動が始まったような印象を『稿本』は読者に与えているように思えます。

この『稿本』の記述は「翁より聞きし咄」に依っています。これは伊蔵の語りを筆記したものです。その中に忠七が頭を叩かれている様子が書かれています。伊蔵が山伏に同行して忠七宅まで行って見ていたような書き方です。どうもこの部分は気にかかります。また、代官所に訴えるだけなら、お屋敷だけで十分だと思えるのに、なぜ反対方向の忠七宅まで行ったのかも気になります。

中山正善氏の解説では、「忠七翁ハ此時ヨリ遠ザカリ」にポイントがあり、忠七がこの頃お屋敷に行かなくなった理由付けという意味があるのかもしれませんが。

「慶應二年秋ノ頃、不動院来リ暴行シ、夫レヨリ大豆越村へ行き、山中宅ニテ暴行シ、此時御幣ニテ忠七翁ノ頭ヲ叩ケリ、而シテ古市ノ役所へ訴へ出デタリ、忠七翁ハ此時ヨリ遠ザカリ、毎月二十六日(力又ハ何カノ節ノ時ニ)参拝セルノミトナレリ……(「翁より聞きし咄」)

これ小泉村の不動院事件であります。が、そのとぼしりは、大豆越へのびたと記されてあります。御幣を丸めた棒が幾回忠七翁の頭を見舞ったのかは知りませんが、流石の忠七翁の信仰心にもいづみが来たとは心外な事件であります。大豆越の山中家、そこには教祖様も前年に御足労になってゐる位の家柄であります。又勤場所普請についても蕊の三人の一人とまでの役割を果たされた忠七翁であり、お屋敷へ帰つては常に扇の伺ひによつて、教祖様の手だすけをして勤めてゐられた忠七翁であるのに、「此時ヨリ遠ザカリ毎月二十六日云々」の如く、平講社なみになられたとは、又何の因縁によつたものなのでせう。(『ひとことはなし』P67. 中山正善. 1936)



## 「大和神社の一件」は普請金を領主の添書取得費用に流用するために起こされた

昭和9年の史実校訂本資料の中に、秀司名義の裁許状取得のために添書依頼の動きは2, 3年前から始まったというのがあります。慶応3年の2, 3年前とは、慶応元年頃でしょうか。

元治元(1864)年の暮れ、伊蔵が材木屋と瓦屋へ支払いの断りに行っていた翌慶応元(1865)年には、秀司は取得活動を始めていたのです。これは百両近くの藩主への寄付金のめどもついていたということになります。このお金はどこから捻出したのでしょうか。

伊蔵が支払いに困っていた普請金は、実際は数十両あったと書かれた記録がいくつもありません。ここは集まった普請金を流用したと考えるしかありません。流用するためにはそれなりの理由が必要です。それで、「大和神社の一件」というふしを起こし人が寄らなくなったために普請金が集まらなかったことにしたのです。

ホ、吉田か、稲荷か。／ 所で添書の宛名について、吉田か稲荷かと云ふ事になって、天理教側の希望と、奉行側の意見とが、一致せず、そのために、秀司先生は、それから二三年の間、年に、二三次も来られたかと思ふ。と云ふのは奉行の方では、添書すると約束をすると同時に、調べると、天リュウ王の命と云ひ、祭日廿六日には神楽面かづき、三味ひき、太鼓たゞき、柏子木打つとなって来るから、神祭りに、そんな事して、手振って、そんな妙な事するなら、吉田へ行くのと違ふ、伏見やとて、そこで宛ての事で、衝突し、決りが付かず、二年も三年もかゝり、漸く決り、吉田へ宛てて添書する事になりました。この時父の茂三郎と、足達とが秀司先生に力を協せました。(昭和九年一月廿四日、古市、中川庸三(76)談)

(『復元』32号.P460. 「史実校訂本 中二」)